

# スラカルタ 一九一九年

——インドネシア民族主義と農民——

白石 隆

はじめに

一九一九年二月から七月にかけて、インドネシア、中部ジャワ内陸部のスラカルタ王領 (Kasoenanan) 農村部では、民族主義団体インスリンデ (Insulinde) の指導下、ングルンゲ Ngloengge 村 (スラカルタ Soerakarta 理事州クラテン Klaten 県ポングック Ponggok 郡)、『テガルムンゲ・タパロ・プランテーシ ョン (Tegalondo Tabak-onderneming スラカルタ 県ポングック Ponggok 郡)』、『ボジョライ Bojorai 県バンヒェドノ Banjodono 郡)』、『ポランハルシ ョ・タパロ・プランタ県カルトスロ Kartosero 郡)』及びボヨラリ Bojolali 県バンヒェドノ Banjodono 郡)』、『ポランハルシ ョ・タパロ・プランテーシ ョン Polanhardjo Tabak-onderneming (クラテン 県ポングック郡)』と、農民によるヘーレン労役 (heeren-diensten)、『デサ労役 (desa-diensten)』、『栽培労役 (cultuur-diensten)』拒否の動きが表面化した。この労役拒否の運動は大きく二つの

局面に分けることができる。第一の局面は、一九一八年末から一九一九年五月上旬までの時期であり、この時期、スラカルタ王領農村部では、インスリンデ・スラカルタ支部副議長ハジ・モハマッド・ミスバッハ (Haji Mohammad Misbaan) 指導下に、各地で集会が開催され、地区委員会 (Kring) が設立され、そしてインスリンデ農民党員が激増した。シグルンゲ村およびテガルゴンド・タバコ・プランテーションにおける労役拒否は、こうしたミスバッハ指導下のインスリンデによる農民動員の中で起こり、そして、ミスバッハほかのインスリンデ・スラカルタ支部指導者、地区委員会指導者の逮捕によって終焉した。ついで第二の局面は、一九一九年五月中旬から七月上旬までの時期であり、この時期、インスリンデ・スラカルタ支部指導者チプト・マングンクスモ (Tjiplo Mangoenkoesoemo)、中央委員会書記代理ダウエス・デッケル (E. F. E. Douwes Dekker) は、当局 (het bestuur、すなわち、オランダ人理事官 Resident 指導下の内務行政当局) によるインスリンデ指導者の一層の逮捕を回避し、組織の防衛をはかるため、労役拒否として表出した農民のラディカリズムの制御を試みた。ポランハルジョ・タバコ・プランテーションにおける農民の労役拒否はこの過程で起こった。そして、ポランハルジョ・タバコ・プランテーションにおける農民の労役拒否は、再び当局の弾圧を招き、ここにスラカルタ王領農村部のインスリンデ地区委員会は一時的に解体することになる。本稿の目的は、このようなスラカルタ王領農村部におけるインスリンデの宣伝活動と農民の動員、農民の労役拒否とインスリンデの指導性をめぐる事実関係を整理し、そのなかで、民族主義指導者、イスラム改革主義指導者による農民の動員と制御をめぐる動態的過程の分析を行なうことにある。(一)

ところで、一九一九、二〇年といえは、インドネシアにおいては、前期民族運動または人民運動 (Pergerakan rakyat) すなわち、一九〇八年のインドネシア最初の民族団体ブディ・ウトモ Boedi Oetomo の設立から、一九二六・二七年のインドネシ

ア共産党(P.K.I.)、人民同盟 Sarekat Rakyat の蜂起・壊滅までの時期のインドネシア民族第一世代の民族運動)の最も昂揚した時期であった。この時期、人民運動においては、その主流をなした中央イスラム同盟(Central Sarekat Islam. C.S.I.)の一九一八年、一九一九年国民会議採択活動計画にも見るとおり、労働者、農民の動員と組織化は、イデオロギーの潮流の如何を問わず、人民運動共通の課題とされた。<sup>2)</sup>しかし、実際には、イスラム同盟指導下の運動は、ジョクジャカルタ・イスラム同盟(S. I. Jogjakarta)議長スルヨプラント(Raden Mas Soerjopratoto)指導下の精糖工場従業員組合(Personel Fabrikee Bond. PFB)・東インド社会民主同盟(Indische Socialistische Democratische Vereeniging, ISDV。一九二〇年五月、東インド共産主義者同盟 Perserikatan Komunis di Hindia, P.K.I.と改称)党員スマラン・イスラム同盟(S. I. Semarang)議長スマウン(Semaen)指導下の鉄道電車従業員組合(Vereeniging van Spoor- en Tramweg. Personeel VSTP)を基軸として、専ら労働組合運動として展開した。農民の動員は、中央イスラム同盟の活動計画においては常に唱えられながら、実際にはその動員にほとんど努力が傾注されなかつたのである。そして、それは、一九一九年初めのイスラム同盟B支部事件(Aideeing B-zak)とそれにもなう西ジャワのイスラム同盟の解体が示すように、農民の動員が指導者の意図せざるラディカリズムを誘発し、その制御のきわめて困難であるためであった。<sup>3)</sup>農民の動員は、そのラディカリズムを誘発することによって当局の弾圧を招き、したがって、人民運動の強化ではなく弱体化を招きかねないとされたのである。スラカルタ王領におけるインスリンデの運動は、そうした当時の全般的な人民運動の傾向から見ればたしかに例外的であった。それどころか、実のところ、それは、この前期民族運動史上最大の昂揚期において、民族主義指導者が組織的に農民の動員に全力を傾けた唯一の事例であった。そして、ここにおいて、インスリンデ指導者によるスラカルタ王領農民の動員はたしかに農民のラディカリズムを誘発し、かれらはその指導と制御

の問題に直面したのである。本稿でとくにスラカルタ王領農村部におけるインスリンデの活動と農民の労役拒否に注目する理由はここにある。というのは、このスラカルタ王領の事例を詳細に検討することによって、農民の民族主義的動員の問題、とりわけ、農民が、なぜ、またいかにして、民族運動に動員され、またそこでラディカリズムが誘発されたのか、そして、その指導と制御が、民族主義指導者にとって、なぜ、そしていかに、困難なものであったのか、を知ることができるからである。

右のような観点から、本稿では、一九一九年のインスリンデ・スラカルタ支部の宣伝活動と農民の労役拒否につき、およそ次のような問題を論じることにする。すなわち、それは、インスリンデ・スラカルタ支部指導者がスラカルタ王領農民の状況をいかに分析し、そこからの解放の途をどのように提示しようとしたのか、そのメッセージは地区委員会指導者を経由することでどのような「歪み」を生じたのか、インスリンデ指導下の農民の労役拒否は「政治的背景のない」伝統的な農民争議とどのように違っていたのか、インスリンデ指導者は労役拒否として表出した農民のラディカリズムをいかに指導、制御しようとしたのか、といった問題である。もとより、このような問題を十分に論ずるには、スラカルタ王領におけるインスリンデと農民の問題を、他地域における民族主義指導者、団体と農民との比較において分析しなければならぬであろう。しかし、本稿ではとりあえず、インスリンデ・スラカルタ支部の宣伝活動と農民の労役拒否の顛末を詳述し分析するにとどめ、前期民族運動における農民の動員と制御をめぐる一般的な問題については、稿を改めて論じることとした。

以下、本稿では、これを、次のような構成で論ずる。まず第一節では、王侯領（スラカルタ王領 Kasoenan、マンクヌロ侯領 Mangkoenegaran、シヨクジャカルタ王領 Kaseljatan、バクアラム侯領 Pakoe Alaman）における農民支配

の制度的構造とその変化を概観し、農民とプランテーションの利害対立の構造を明らかにする。ついで第二節でインスリンデ・スラカルタ支部指導者とそのイデオロギーを、第三節で伝統的農民争議と比較しつつインスリンデ指導下の労役拒否を論ずる。そして第四節では、インスリンデ中央委員会、スラカルタ支部指導者による農民のラディカリズム制御の試みとの関連でポランハルジョ争議を検討することにする。

## 第一節 王、プランテーション、農民

スラカルタ理事州は、隣接するジョクジャカルタ理事州とともに、王侯領 (Vorstenlanden) として間接支配地域を構成し、マタラム王国の制度を継承するその農業・行政制度は、オランダ東インド政庁直轄領地域とは、とくに土地制度、徴税、労役制度において、歴史的にかなり異なっていた。すなわち、王侯領では、本来、王が支配したのは土地ではなく住民 (の労働力) であり、それは具体的には、農民が生産する米その他の生産物の税としての収奪、および、その労働力の労役としての調達として行なわれた。ところが、一九世紀半ば以降、とくに水稻耕作地帯においてオランダ資本によるサトウキビ、タバコ・プランテーションが展開するとともに、土地それ自体が、そこに居住する労役提供者たる農民とともに富の源泉とみなされるようになる。そして、つらには、一九一三年から一九二二年にかけて実施された行政・農業改革 (De Administratieve en Agrarische Hervormingen) によって、農民は、プランテーションにおける栽培労役義務から解放されるとともに、すべての土地は王国に属するとの虚構の下にただ土地用益権 (Bak

ngsadoeh)のみを付与され、一方プランテーションは、新たに編成された行政村との借地契約によって土地を賃借し、農民の労働力を自由な賃労働として雇用することによってその経営を行なうようになる。一九一九年、インスリンデの指導下に行なわれたスラカルタ王領農民の労役拒否はそうした行政・農業改革の実施にともなう農民支配の制度的構造のちようど転換期に発生した。そこで以下、この行政・農業改革に到る農民支配の制度的構造とその変化とをまづ考察することにしよう。(4)

(1) 封地制度、ブクル制度、プランテーション

王侯領の領域は、本来、王の天領 (boemi narawita) とパトゥ (封地受領者 patoh, loerah patoeh, appanagehouder) に職禄田として付与された封地 (loenggoeh, appanagegronden) とからなつた。天領は、地域により、納税義務を負う地域 (penadiegan dalem, padjeg-streken)、米の供出を負うクラピヤック地域 (Krapyak)、牧草、薪の供出義務を負うバキ地域 (Baki) のごとく特定生産物の供出を義務付けられた地域 (boemi pangrembe)、王と王宮の祝祭にさいし労役義務を負う地域 (ladag-streken) に分けられた。一方、封地は、王族 (poetro sentana) または官吏 (abdi dalem) であるパトゥに付与され、パトゥはその封地居住の住民より徴税、労役調達の権利を享有した。封地は、パトゥが王族のばあいには三代に限り長子相続が許され、一方、官吏のばあいには、その官職在任の期間に限りその保有が許された。

パトゥは、一般に、王宮 (Kraton) のある都 (スラカルタまたはジョクジャカルタ) に居住し、そのため、封地の経営、住民からの徴税、労役調達には、封地住民の中からブクル (Bakel) を任命した。ブクル支配下の住民の集落とかがパトゥより経営を委された耕地とをブクル領 (Kabekelan) とした。パトゥとブクルの関係は、そのいずれかの交代

のたびにその関係が更新さるべき人格的な支配服従関係であった。すなわち、ブクルは、かれが新たにブクルに任命されたばあひ、あるいはパトゥウが交代したばあひ、パトゥウに対し臣下の礼をとり、そのしるし (beti) として金品を贈つて新たにパトゥウとカウロ・グステイ (Kaula-gusti 君臣) 関係を結んだのである。

ブクル領の経営においてブクルは耕地の $\frac{1}{2}$ をその職田 (loanggoeh) とし、これを配下のクリ (keoti 苦力) に耕作させた。耕地の他の $\frac{1}{2}$ は、ブクルの監督下、やはりクリによつて耕作され、灌漑地域ではそこからの収穫の $\frac{1}{2}$ が税としてパトゥウに納められるとともに、 $\frac{1}{2}$ がクリに分与された。また、天水依存地域では、収穫の $\frac{1}{2}$ がパトゥウに納められ、 $\frac{1}{2}$ がクリに分与された。乾期の裏作物 (トウモロコシ、キャッサバ、豆類などのポロウィジョ polowijo) は、収穫の $\frac{1}{2}$ がパトゥウに納められた。パトゥウへの納税は、本来、物納であつた (マロ制度 maro-stelsel または、マロン制度 maron-stelsel) が、貨幣経済の浸透にともない金納税制 (madiegan-stelsel) に転ずることもあつた。物納によるにせよ、金納によるにせよ、ブクルは、ガレブック・ムルツド (Garebeg Moelod 預言者ムハマッドの死去の日) およびガレブック・プウォソ (Garebeg Poasa 断食月明けの祝祭日) にさし、パトゥウを都に訪れ、税を納入した。さらにまた、ブクルは、ガレブック・ムルツドとガレブック・プウォソの祝祭には、配下のクリを率ゐてパトゥウの下で労役奉仕 (boe-soekoe) を行なうこと、そして定期的な、王侯領規則 (pranatan) のために従つて道路、灌漑施設の維持補修などのヘーレン労役を行なうことを義務付けられた。

このように、ブクルは、歴史的には、王国と農民の結節点に位置し、その掌握こそが王国 (すなわち王と王族と官吏) による農民支配を保証する一方、みずからは、村落 (これもブクル領 kabekelan と呼ばれた) の長 (ルラ loerah・プティンギ pingiri・クポロ・デン kepala desa) として一定の自律性を維持する存在であつた。しかし、一八世紀半ば、カルト

スロのマタラム王家からジョクジャカルタ王家、マンクヌゴロ家が分立し、ますます多くの王族、官吏にパトゥウとして封地が与えられるにつれ、そしてさらにまた、そうしたパトゥウがベクティ (Bekti) ブクルへの任命にさいし、臣下の礼としてブクルがパトゥウに献上する金品) をめあてに本来のブクル領を分割して多数のブクルを任命するにつれ、ブクルはますますパトゥウに従属し、ブクル制度はその行政的機能を喪失していった。一九世紀末、ブクルの中から有力なる者をルラ・デソ (learah desa 村長)、ブクル・トゥウォ (bekel toewa 長老ブクル)、トゥマン (temang)、ロンゴ (ronggo) などに任命し、治安、秩序維持の役割を付与したのは、そうした一八世紀半ば以来のブクル制度変容への対応に他ならなかった。

ブクル制度下、農民は、クリとして、納税、労役負担の義務を負った。クリとは、本来、水田と宅地またはそのいずれかを保有し、その故に納税、労役義務を負った農民身分のことであった。したがって、制度的には、クリは、水田と宅地の用益権を持ち、その相続、質入れも許されていた。クリの納税、労役義務は主として次の三項目からなつた。第一に、ブクルの職田での労役、パトゥウへの納税の義務、第二に、村道、用水路、橋などの維持補修のためのデサ労役と夜警労役 (ronda en patroldiensten) の義務、そして第三に、公道、灌漑水路の維持補償などのためのヘーレン労役の義務であった。

以上が、行政農業改革実施以前における封地制度、ブクル制度の基本形態であった。プランテーションは、このような制度を前提として、王侯領農村部で展開した。すなわち、プランテーションは、制度的には、パトゥウとの関係では、定額納税義務を負ったブクル (bekel madjgan) として、パトゥウと借地契約を結びベクティと借地料を納め、一方、農民との関係では、土地をみずから管理、経営するパトゥウとしてたち現われたのである。しかし、こうしたプラ

ンテーションの展開は、また逆に、王侯領における農民支配の制度的構造それ自体にも変化をもたらすことになった。まず第一に、封地制度下の徴税制度、マロン制度は、グレバングン制度 (Grebaung-stelsel) へと変更された。マロン制度とは、先にも見たとおり、ブクルの職田とされた封地の $\frac{1}{3}$ を除く他の $\frac{2}{3}$ の土地でクリがブクルの監督下に耕作に従事し、収穫の半分を税としてパトゥに納める制度であった。ところがプランテーションが必要としたのは農民の生産する米その他の作物ではなく土地と労働力であり、これによってタバコ、サトウキビなどを生産することであった。こうして、グレバングン制度では、生産物ではなく生産要素、すなわち、土地と労働力の分割が行なわれることになった。

まず土地は、耕地の $\frac{1}{3}$ がブクルの職田とされたあと、 $\frac{2}{3}$ ではクリが稻その他の食用作物栽培を行ない、他の $\frac{1}{3}$ ではプランテーション作物の栽培が行なわれた。そのばあい、サトウキビ、タバコ・プランテーションでは、地味の維持のために、サトウキビ、タバコと稻との年毎の換地栽培が行なわれた。グレバングンの語の本来の意味はそうした換地のことであった。次に労働力については、農民は、かれがみずからの水田で稲作に要するのと同等の労働をプランテーションに栽培労役として提供することを義務付けられた。プランテーションはこれによってプランテーション作物の栽培に要する労働力を栽培労役として無償で調達することができたのである。但し、プランテーションは、クリが稲作を行なうに要する以上の労働を栽培労役として調達するばあいには、その超過労働に対し労賃を支払った。これが有償栽培労役賃 *salidig* である。また逆に、クリは、かれが何らかの事情でその義務的栽培労役を行なわないばあいは、プランテーションに対し金銭的補償を行なうことを義務付けられた。この金銭的補償もまた *salidig* とした。後に見るように、農民とプランテーションの争議においては、この栽培労役賃の額が常にその争点のひとつと

なる。

ついで第二に、プランテーションの展開はブクル制度にも変化をもたらした。先に見たように、ブクルは、プランテーションの展開せぬ地域（クジャウエン地域 *Kedjawen-streken*）においても一九世紀末までにその行政的機能を失ない、もっぱらパトゥウの徴税請負人たる性格を強めていた。しかし、そのばあいには、ブクルは、その任命時におけるパトゥウとのカウロ・グステイ関係の締結、ガレブク・ムルッド、ガレブク・プウォソのさいのパトゥウの館での労役奉仕に示されるように、パトゥウとの人格的な支配従関係をお象徴的に維持していた。しかし、プランテーションがパトゥウより土地を賃借し、みずからパトゥウとしてブクルの前にたち現われることになる、かつてパトゥウとブクルのあいだに存在した人格的な支配従関係は全く矢われ、両者の関係は、内容の限定されずぐれて経済的な関係へと転化してしまつた。というのは、プランテーションの管理者たるオランダ人にとって、ブクルとのあいだにカウロ・グステイ関係を結ぶことはおよそ無意味であり、かれがブクルに期待したことは、ブクルが配下のクリを使ってプランテーション作物の栽培を円滑かつ効率的に行なうことだつたからである。このことは、別言すれば、ブクルが、プランテーションの現場労務監督たるマンドゥル (*mandoen*) に転化することに他ならなかつた。

こうして、プランテーション地域では、クジャウエン地域と違って、農民とプランテーションのあいだに個有の利害対立が生み出された。その第一は、プランテーション作物の栽培期間に関わるもので、これは特にサトウキビ・プランテーションで農民とプランテーションの争議の争点となつた。すなわち、サトウキビ・プランテーションでは、サトウキビの栽培に、水田のプランテーションへの引渡しからサトウキビの刈取りまで、一四ヵ月から一八ヵ月を要した。このため農民は、グレバンガン制度下では、本来一年間稲作を行ないうるはずの水田で、実際には四ヵ月から

八カ月しか稲作を行なうことはできなかつた。プランテーションは、借地契約に定められた借地期間一年を越える栽培期間については、農民に対し栽培補償 (kasepan) を支払つた。しかし、栽培補償額は、農民が水田でこの期間に稲作を行なつて得られるべき逸失利益と比較すればはるかに少なく、そのためこれがプランテーションと農民の争議において常にその争点のひとつとなつたのである。また、一九世紀半ば以来毎年報告される刈取り間際のサトウキビ畑への放火もこれがその理由であつた。農民とプランテーションの利害対立の第二の点は、稲作とタバコ、サトウキビ栽培とでは必要とされる農作業のタイプが異なっていることに關つていた。グレバンガン制度下、プランテーションは、農民がみずからの水田で稲作を行なうのに要するのと同等の労働を栽培労役としてクリから無償で調達することができた。問題は、タバコ、サトウキビの栽培において、農民がみずからの水田で稲作を行なうのに要するのと同等の労働とはいかなるタイプのどれだけの労働かについて客観的な算定規準の存在しないことであつた。こうして、農民とプランテーションのあいだでは、タバコ、サトウキビ栽培において、耕作労働のうちなにを無償栽培労役とし、なにを有償栽培労役とするかが、有償栽培労役の労賃とともに、争議の争点となつたのである。(5)

## (2) 行政農業改革

オランダ東インド政庁が右に見たような王侯領の封地制度、ブクル制度、そしてプランテーション借地制度の改革に着手したのは一九一二年以降のことであつた。この制度改革を一般に行政農業改革または再編 (reorganisatie) とする。(6) この改革は、主として、(1) 封地制度の廃止、(2) ブクル制度の廃止と行政村の創設、(3) 農民への共有地持分、宅地利益権付与、(4) プランテーション借地制度の改革、からなつた。改革は、一九一二年に關連諸法規が制定されたあと、

スラカルタ理事州では、一九一三年から一九二二年まで一〇年をかけて郡単位で実施されていった。本稿と関わる限りでその実施状況についてまとめれば次の通りであった。まず、一九一三年から一九一四年にかけて、スラカルタ王領、スラカルタ、ボヨラリ、クラテン三県にまたがるクラピヤック地域とクラテン県ベジ (Baji) 郡マニスハルジョ (Manisardo) で試験的に改革が実施された。ついで一九二〇年四月までに、スラカルタ、スラゲン (Sragen)、ボヨラリ三県全域とクラテン県、プランバン (Prambanan) 郡、バヤット (Bajati) 郡で改革が完了した。残るクラテン県クラテン郡、カラノンコ (Karangnongko) 郡、ボンゴック郡、デラング (Delangge) 郡、ヘジ郡では、改革は一九二二年四月に完了した。<sup>7)</sup>

さて、それでは次に、封地制度の廃止、行政村の創設、農民への宅地、共有地持分用益権の付与、借地制度改革について、順を追って改革の内容を見ていこう。

第一に封地制度の廃止。封地制度の廃止によって、パトゥウは年金を与えられ、またそれまでパトゥウが封地住民より得ていた税、プランテーションからの借地料は王国の国庫に納められることになった。

第二に行政村の創設。改革によってブクル制度は廃止され、行政村が創設された。行政村は、その境界をできるだけ自然の境界に従って決めること、共有地持分保有者七〇名から一五〇名をもって一村を構成すること、村外者の共有地持分、職田、恩給田保有を認めないこと、の三点を原則として創設された。これによって、一九二二年の改革完了までに、スラカルタ王領では平均五〇〇名の村民からなる一二二六村が、マングスゴロ侯領では平均一〇〇〇名の村民をもって七三八村が創設された。改革までブクル領へと編成されていた耕地、宅地はすべて村有地とされ、これが共有地、村役人のための職田、恩給田、財政田 (Kas desa) に分けられた。元ブクルには一代に限りスラカルタ王領

のばあい最大 $\frac{1}{2}$ バウ (Bau) 一バウは約〇・七ヘクタール)の恩給田 (boemi ptoewas または boemi pensioen)が与えられた。恩給田は、ブルクの死後は、村の財政田へと編入された。

また行政村の創設にともない、元ブルクより村役人が任命された。スラカルタ王領では、村役人として、村長 (hoerah desa, kepala desa)、書記 (tjarik)、助役 (kamitoewa)、宗教役人 (kaoen, modin)、水役人 (geloe-oeloe)、伝令係 (kebatjan) が原知事 (hoepati) によって任命された。<sup>(3)</sup> これらの村役人には、村長、四・五バウ、書記、二・二五バウ、助役、宗教役人、水役人、伝令係、各一バウの職田が給付された。職田は地祖を免ぜられ、プランテーション地域では借地の対象外とされた。また村役人はヘーレン労役、デサ労役も免除された。こうして、ともに元ブルクではあっても、村役人に登用された者と、恩給田 $\frac{1}{2}$ バウを与えられただけの元ブルクとは、その支配する耕地の規模、特典に大きな差が生じたのである。後に見るように、一九一九年の労役拒否において、村役人に登用されなかった元ブルクがとくに労役拒否の指導的役割を果たすことになったひとつの理由はここにあった。

ついで第三に、農民への宅地、共有地持分 (stat. tanah sanggan)の付与。旧ブルク領の行政村への再編にともない、既婚男子で王侯領規則により定められた労役の負担に耐えうる者は、旧ブルク制度下においてクリであったか否かを問わず、原則としてすべて宅地一区画と共有地持分 $\frac{1}{2}$ バウとの用益権を付与された。共有地持分は、プランテーション地域で、借地契約に定められた借地期間 (サトウキビ・プランテーションでは一年、タバコ・プランテーションでは九ヵ月)を越えるプランテーション作物の栽培期間について、その栽培補償 (kasepan) が金銭により行なわれるところではブロックA、B、二枚の水田に分割され、また補償が代替地の提供によって行なわれるところではブロック、F、G、H、三枚の水田に分割された。共有地持分保有者はクリ・クンチュン (keui kuintjeng)と呼ばれ、共有地持分、宅地を保有

せぬペンギン・ドゥン (pengindeng)、インドゥン・トゥロソル (Indoeng Tosor) と區別された。但し、クリ・クンチュンに付与されたのはあくまで用益権であり、所有権は村に帰属した。したがって、村は、クリ・クンチュンが納税、労役義務を果たさぬばあいにはクリ・クンチュンの共有地持分権を取り消すことができ、またクリ・クンチュンの死亡にさいして共有地持分相続資格者がなければいには、村は、身分帳 (rank list) にもとづいてペンギン・ドゥンに持分権を付与し、新しくクリ・クンチュンに任命することができた。(9)

クリ・クンチュンは、共有地持分、宅地の用益権を付与されるかわりに、村と国家に対して次のような義務を負った。第一に、デサの道路、用水路、橋、墓地などの維持管理のためのデサ労役、夜警労役、村役人の職田での労役提供、第二に、灌漑施設、公道の維持、補修、見張り所の建設などのヘーレン労役である。(10) 但し、四代までの王族、村役人、キアイ (Kiai) イスラム教師、モスク、墓地の管理人などはこれらの労役義務を免除された。さらに、プランテーション地域では、クリ・クンチュンは、共有地持分の半分を毎年プランテーションにあげ渡すことを義務付けられた。違反者は、罰金、禁固刑、または持分権の取り消しの制裁を受けた。

そして最後に、借地制度の改革。一九一八年に制定された新借地条令の基本原則は、(1) 村会 (Rapat Desa) における共有地持分保有者 (クリ・クンチュン) の多数決にもとづいて、村がプランテーションと借地契約を締結すること、(2) プランテーションにおける栽培労役の廃止と自由な賃労働の導入、の二点であった。しかし、実際には、新借地条令の施行にともなう移行措置として、旧借地条令にもとづきパトゥとの借地契約によって経営を行なっているプランテーションは、借地契約の対象者をパトゥから王国へと変更するだけで、借地期間を最高五〇年に延長された。したがって、村会決定にもとづく村とプランテーションの借地契約締結という規定は、当面 (そして実は一九四二年のオラン

ダ植民地支配の終焉まで)、空文でしかなかった。また栽培労役についても、無償栽培労役こそ廃止されたものの、移行措置として改革実施後五年間は当局の定める労賃で、プランテーションは、クリ・クンチュンより有償栽培労役を調達することが許された。そして、クリ・クンチュンは、この期間、プランテーションでの栽培労役を行なわねばあいには、罰金、禁固刑、または持分権取り消しの制裁を受けたのである。

さらにまた、プランテーションは、借地料を、事務手続き簡素化を理由に、原則として国庫に直接納入した。これは、プランテーションの借地料と地税額が同額とされたからであった。つまり、クリ・クンチュンは、プランテーションから借地料を受け取らぬかわりに、地税を納入することもなかったのである。

以上が、一九一二年から一九二二年にかけて実施された王侯領行政農業改革の概要である。やがて一九一九年、スラカルタ王領農村部でインスリンデ指導下に労役拒否が起ると、スラカルタ理事官 (Resident van Soerakarta 一九一九年当時の理事官は A. J. W. Harloff) は、インスリンデの組織的扇動こそが労役拒否の元凶であると決めつけるとともに、そうしたインスリンデの扇動によって農民がたやすく労役拒否へと動員されるのは、王侯領の「時代遅れの農業制度」に対する農民の不満に原因があり、したがって、行政農業改革のすみやかな実施こそが王侯領農村部に「安寧と秩序」を回復する鍵であると主張することになる。<sup>11</sup>しかし、いうまでもなく、行政農業改革は、農民の不満をすべて解消するものでももちろんなかった。それは、封地制度、ブクル制度の廃止、行政村の創設、クリ・クンチュンの行政村への組織と村役人によるその管理といった措置に見るように、なによりもまず、国家による農民支配の制度的合理化をめざすものであった。つまり、それは、新借地条令の制定・施行にもかかわらず、農民とプランテーションの利害対立の構造を変えるものではなかったのである。このことは、改革前と改革後における国家と農民、プラン

テーションと農民の關係を比較してみれば直ちに明らかとならう。

まず農民とプランテーションの關係から見よう。改革以前には、プランテーションは、ブクル領耕地の%を借地し、農民はそこでの栽培労役を義務付けられた。栽培労役には無償栽培労役と有償栽培労役とがあった。したがって、農民とプランテーションの利害対立は次の三点をめぐって生じた。(1)無償栽培労役の軽減、その有償栽培労役への転換、(2)有償栽培労役の労賃 (Giltje)、(3)栽培補償 (Kaspan)。このうち、新借地条令の施行によって矯正されたのは、無償栽培労役の廃止とその有償栽培労役への転換のみであった。有償栽培労役の労賃および栽培補償をめぐると対立は、それが制度的対立ではなく、労賃の額、補償の額をめぐると対立であったが故に、制度改革によって解決不能であった。それは、プランテーションによる借地とそこでの雇用がもたらす経済的利益がプランテーションなしで水稲耕作のみを行なって得られる利益よりも小さい限り、農民とプランテーションの対立点として残ったのである。

これに対し、国家と農民の關係は改革によって大きな変化を経験した。封地制とブクル制の廃止により、パトゥ、ブクル、農民 (クリ) の二者關係の連鎖として成立していた王侯領農民支配の構造が制度的にも解体を宣言され、村役人の管理下、納税、労役義務と共有地持分権をもつクリ・クンチュンの共同体として行政村が編成されたからである。このような制度改革によって犠牲となったのが村役人に登用されなかつた元ブクルであったことはすでに見たとおりである。しかし、行政村が創設され、村役人に、クリ・クンチュンの共有地持分と比較してはるかに広大な職田と労役義務免除の特典とが保証されると、クリ・クンチュンと村役人の利害対立は、かつてのクリとブクルの対立に比して、さらに明確なものとなった。これは、とりわけプランテーション地域において、村役人が、土地のプラン

デーションへの引き渡し、栽培労役、水の分配などをめぐってプランテーションのためにクリ・クンチュンの管理を要請されたところではとくに明らかであった。改革は行政の合理化をもたらした。しかし、そうした合理化によって、村役人は、かつてのブクルに比べてより明確にクリ・クンチュンに対立する存在となったのである。

## 第二節 インスリンデ・スラカルタ

一九一八年末以降スラカルタ王領農村部で活発な宣伝活動を展開し、その過程で農民の労役拒否を生み出したのは、インスリンデ・スラカルタ支部であった。インスリンデは、「東インド人のための東インド (Indie voor Indiers)」をスローガンに一九一二年バンドゥンに設立され、翌一九一三年、東インド政府の規約承認拒否によって解党したインドネシア最初の民族主義政党、東インド党 (Indische Partij) の後継団体であり、その最大の支持基盤は、一九一八年末までは、中部ジャワ北海岸の商業都市スマランのユーラシアン (Tato 印欧混血人) であった。<sup>12)</sup>ところが、一九一八年末以降、スラカルタ居住の元東インド党指導者でフォルクスラート (Volksraad) 議員チプト・マングンクスモとスラカルタ支部副議長ハジ・ムハマッド・ミスバッハの指導下、インスリンデ・スラカルタ支部は、王侯領農村部での宣伝活動によって急速にその勢力を拡大することになる。一九一六年、インスリンデの党員は約一、〇〇〇名、その大多数はスマラン、スラバヤ、バンドゥン居住のユーラシアンであった。<sup>13)</sup>ところが、一九一九年六月上旬開催のインスリンデ第八回東インド人会議 (Indiers Congres) では、党員約二三、〇〇〇人、うち約二二、〇〇〇人は「原住民」党

員と報告された。<sup>14</sup>そして、この「原住民」黨員の半数以上がひかえめに推計してもスラカルタ支部に属していたのである。スマランにあったインスリンデ中央委員会あるいは他支部と比較して、スラカルタ支部がこのようにめざましい党勢拡大に成功したのは、それが、ユーラシアンではなく「原住民」、とりわけ農民の動員を試みたからであった。そして、第八回東インド人会議では、こうしたスラカルタ支部の党勢拡大を前提として、かつての東インド党指導者ダウニス・デッケルとチプト・マングンクスモのイニシアティブの下に、インスリンデは、国民インド党<sup>15</sup>ヒンディア同盟(Nationaal Indische Partij)とSarekat Hindia)へと改組されることになる。しかし、それでは、この時期、インスリンデ・スラカルタ支部は誰によって指導され、またどのようなイデオロギーの意味付けの下に、なぜ、農民の動員へと向かっていったのであろうか。

(1) インスリンデ・スラカルタ支部

一九一三年の東インド党解党以来、一九一八年にいたるまで、インスリンデ・スラカルタ支部の指導性を掌握したのは議長ハレステーン(Galesten)、書記スタディ(Soetadi)ら、ユーラシアンと下級プリアイであった。<sup>16</sup>しかし、スラカルタ在任のユーラシアンはきわめて少数であり、また王族、プリアイはその多くがマンクスゴロ侯プラン・ウェドノ(Pangeran Adipati Ario Praboe Prang Wedana)、スラカルタ王家王族アディウィジヨヨ(Pangeran Ario Hadidjwiraja)、スラカルタ王領宰相(Patih)の弟ウルヨニングラット(Kaden Mas Ario Woerjaningrat)らの指導下にあったブディ・ウトモに参加したから、この時期にジャワ人でインスリンデに参加したのは、少数の西欧教育を受けた下級プリアイ出身の医師、教師にすぎなかった。<sup>16</sup>インスリンデ・スラカルタ支部の実態は、そうした少数の黨員がとりたてて活

動することもなくただ党籍のみを保持し、時に会合を開いてはその時々々の政治問題につき議論する、といったものだった。しかし、一九一八年中に、これら古参のインスリンデ党員の指導性が失われ、かわって、チプト・マングンクスモとハジ・ミスバッハの影響力が拡大していくことになる。

まずチプトは、旧東インド党の書記であったばかりでなく、原住民委員会 (Comite Boemipoetra) の活動により一九一三年八月ダウエス・デッケル、スワルデイ・スルヨニングラット (Raden Mas Soewardi Soerjanigrat) とともにオランダに追放された人民運動最初の殉難者であった。<sup>17)</sup>ダウエス・デッケルが一九一八年まで、またスワルデイが一九一九年まで国外にあったのに対し、チプトは一九一四年七月、病気の故にジャワ帰還を許され、それ以来、一九一六年に約半年間スマランにあったほかは常にスラカルタに居住した。この時期を通じて、チプトは、旧東インド党の指導者として、また人民運動最初の殉難者として、インスリンデのみならず人民運動の世界一般で高い威信を享受した。かれの論稿は広く読まれ、かれが宣伝活動を行なえばたちどころにインスリンデ支部が設立された。しかし、それにもかかわらず、一九一七年末に到るまでは、かれは常に警察の嚴重な監視下におかれ、かれの設立した支部は官憲によってただちに解散させられ、そして、かれの執筆したパンフレットは押収された。<sup>18)</sup>したがって、かれは、インスリンデ中央委員会においてもスラカルタ支部においても公式には一切の指導的地位を占めなかった。ところが、一九一八年にフォルクスラートが設立されると、東インド総督ファン・リンブルフ・スティールム (van Limburg Stirum) は、フォルクスラートの代表機能を確保しようと、チプトを、中央イスラム同盟議長チヨクロアミノト (Raden Mas Oemar Said Djokroaminoto) とともにフォルクスラート議員に任命した。<sup>19)</sup>チプトはこれによって、フォルクスラートにおける議会活動はかりではなく、スラカルタにおいても、総督より認知された代表的民族指導者として、それ以前と比較

してはるかに自由に活動しうることになった。一九一八年、チプトがスタットモ・スリヨクスメ(Raden Mas Soetarno Soerikoesoemo)らジャワ民族主義のイデオログと行なった論争において、ジャワ主義委員会(Comite voor het Javaansche Nationalisme)およびブディ・ウトモ指導者の復古主義イデオロギーを痛烈に批判したのは、チプトのそうした新たな活動の自由を示すものであった。<sup>(20)</sup>そして、これとともに、チプトの影響力は、インスリンデ・スラカルタ支部内においても、確実に拡大した。一九一八年半ばには、チプトを編集長として、インスリンデ・スラカルタ支部機関誌『パングガ』(Panggoegah「覚醒者」の意、旬刊のジャワ語紙)が創刊された。『パングガ』編集部には、チプトを人民運動の師と仰ぐムディオ・ウイグニヨストモ(Moedjo Wigjosetomo)、『ウィロ・スダルマン(Wiro Soedarman)』シスマディ・サストロシスウォヨ(Sismadi Sastriswojo)、『ドゥラディブ(Doellahib)』など、原住民ジャワ語小学校を出た青年たちが参加した。<sup>(21)</sup>かれらは、社会的には、王族・貴族を頂点とするスラカルタのプリアイ秩序の中ではせいぜいその周辺に位置し、文化的には、ジャワの伝統的影絵芝居ワヤンと分かちがたく結びついたジャワ神秘主義に傾斜していた。<sup>(22)</sup>そして、これらチプトの弟子たちが支部内でさまざまな活動を行なうようになるにつれ、チプトは、なお公式にはなんらの指導的地位をも持たぬにもかかわらず、支部委員会会議に出席してその指導を行なうようになっていったのである。<sup>(23)</sup>

一方、ミスバッハは、スラカルタの代表的なイスラム改革主義者であり、かれが議長をつとめたイスラム布教団体シディク・アマナット・タブレック・ファトナ(Sidik Amanat Tableg Vatonah 以下、SATVと略す)<sup>(24)</sup>、かれが副議長をつとめた労農協会(Perkoempoelan Koem Boeroeh dan Tani 以下、PKBTと略す)<sup>(25)</sup>の活動家はインスリンデ入党ののちも、チプトの一党とは別のグループを構成した。このグループの中心、ミスバッハは、やがて一九二〇年代にはイ

インドネシアにおけるイスラム共産主義 (Islamic Communism) の代表的指導者として現われることになるが、かれが最初に人民運動に参加したのは、一九一五年、スラカルタのイスラム進歩派 (Kaem moeda Islam) のフォーラムとして、中央イスラム同盟委員、スラカルタ・イスラム同盟チヨクロアミノト派指導者ハジ・ヒサムザイニ (Hadjj Hisamzaini) とともに宗教誌『メダン・ムスリミン』 (Medan Moesimin 「ムスリムの広場」の意) を創刊してからであった。<sup>(24)</sup> この時期、ミスバッハはスラカルタ・イスラム同盟にも参加し、書記ソスロクルニオ (Raden Sosroekornio) 、委員マルコ・カルトディクロモ (Mas Marco Kartodikromo) から反チヨクロアミノトの急進派指導者とも交流したというが、その活動の中心はもっぱらイスラム教育近代化運動におかれ、かれが「真のイスラム」 (Islam setan) の実践者として政治活動を本格的に開始するのは、一九一八年三月、かれがインスリンデに参加してからのことであった。<sup>(25)</sup>

ミスバッハがインスリンデに参加した契機は、一九一八年初め頃ペストが流行し、当局がベスト防疫措置として実施した強制的住居改築の措置が住民のあいだに大きな不満を引き起こしたことにあった。インスリンデ・スラカルタ支部はこれに対応して調査委員会を設立し、すでにこの頃、強制的住居改築措置をめぐってスラカルタ、カウマン (Kaeman) 地区で住民代表として活動していたミスバッハがこの調査委員会に参加したのである。この時期、ペストがもっとも流行し、したがって強制的住居改築措置に対する住民の不満がもっとも大きかったのは、スラカルタの西、カルトスロ (Kartosoro) の地域であった。ミスバッハは、一九一八年三月インスリンデに入党するとただちに支部委員会委員に任命され、スラカルタ市外におけるインスリンデ地区委員会組織の権限を与えられた。ミスバッハは、三月中に、その指導下、アトモクルタント (Armokertanto) 、ハジ・バクリ (Hadjj Bakri) を中心としてインスリンデ・カルトスロ委員会を設立した。カルトスロ地区委員会は強制的住居改築措置反対のキャンペーンによって党勢拡大を

はかり、このためカルトスロでは、五月には、住居改築にともなう融資の返済が停止してしまふ事態が発生した。しかし、このときには、インスリンデ・スラカルタ支部はなお議長ハレストイーラ古参のインスリンデ黨員の指導下にあり、支部はスラカルタ県副理事官 (Assistant Resident) の警告を受けてミスバツハとカルトスロ地区委員会の活動停止を指令した。(26)

ちょうどこの頃から、しかし、インスリンデ・スラカルタ支部には、ミスバツハとの関係で、SATV 活動家が入党していった。SATV はジョクジャカルタのムハマディア (Moehammadiah) を範として一九一八年半ば頃までに設立された改革派イスラムの布教団体で、四学派 (mazhab) のイスラム教義解釈への盲従 (ta'id) を排し、コーランとハディースへの回帰とその自由な解釈 (tihad)、厳格な実践を訴えるとともに、運動面では、キリスト教宣教師の布教活動、人民運動における集会と演説にならってイスラムの布教活動 (tabligh) または tableg、かれらはこれを propaganda とも称したを行なった。①したがって、SATV の活動家とは、なによりもまずイスラムの教えを宣布する布教者 (mubaligh) であつた。しかし、かれらは、社会的には、宗教官吏、イスラム教師 (キアイ、ウラマ) ではなく、議長ミスバツハ、副議長ダルソサスミト (Mas Ngabehi Darsoasmito)、書記ハルソルメクソ (Harsolomekso)、委員バリクランクンガン (Parikrankoengan) らがすべてそうであつたように、富裕なバティック商人であつた。このため、SATV は、雑誌『メダン・ムスリミン』、機関誌『イスラム・ブルグラック』 (Islam Bergerak、「行動するイスラム」の意) の長期発行からもうかがえるように、資金的には、チプトの一党よりもはるかに安定していた。と同時に、かれらは、スラカルタのイスラム商人勢力の中では二つの点で周辺に位置していた。第一に、かつてイスラム同盟の創設時にその中心的勢力をなしたスラカルタ、ラウエアン (Lawean) 地区の有力バティック商工業者はイスラム同盟創設者ハジ・サマ

ンウディ (Hadji Samanhoeji) の影響下におかれ、イスラム改革主義の訴えにはおよそ無関心であった。そして、第二に、イスラム教育改革を推進する進歩派は、ハジ・ヒサムザイニを中心とする宗教官吏、イスラム教師の指導下におかれ、かれらは教育の近代化 (教育方法の近代化) には熱心であつてもイスラム改革主義には敵対的であつた。そして実は、SATV は、一九一八年一月のジャウィ・ヒスウォロ (Jawi Hiswara) 事件を契機に、中央イスラム同盟議長チヨクロアミノトの呼びかけで「イスラムの防衛」を目的として「予言者モハマッド軍」(Tentara Kandjeng Nabi Muhammad, TKNM) が設立されたとき、その指導部がサマンウディ派の大バティック業者とヒサムザイニの一党に掌握されたのを不満として設立された、イスラム進歩派からのスプリンター・グループだったのである。<sup>28)</sup>

一方、ミス・バツハとの関係で一九一八年後半に到つてインスリンデに参加した PKBT の活動家とは、国営質屋従業員を中心とする組合運動活動家であつた。PKBT は、本来、一九一七年に東インド社会民主同盟の指導者、ハールス (A. Baars) によつてスラバヤに設立された農民、未熟練労働者の組合ポロイットノ (Parajitno) を前身とし、これが一九一八年一月、デマック・イスラム同盟 (S.I. Denak) 議長スハリオ (Soehario) の指導下に PKBT へと改組されたものであつた。<sup>29)</sup> PKBT は、一九一八年一〇月、スハリオの逮捕による中央委員会解体のあと、議長サントソ (Raden Santoso)、副議長ミス・バツハの指導下、新中央委員会はスラカルタに再建された。<sup>30)</sup> サントソは当時、国営質屋従業員であり、またスラカルタでは最も初期の労働組合活動家のひとりであつた。スラカルタに中央委員会再建が行なわれたのは、同年八月のブディ・ウトモ印刷所の争議において、サントソ指導下の印刷所従業員組合 (Pensekitatan Pergawai Drukkerij Boemipoetra, PPD) ストライキが勝利したこと、そしてこのあと PKBT 支部がスラカルタ市ばかりでなく、バキ、カルトスロにも設立されてゐたことなどによるものであつたと考えられる。しかし、スラカルタに中央委

員会が設立されてからは、PKBTはサントソではなくミスバッハの指導下におかれた。それは第一に資金的理由によつた。スラカルタ理事州で支部がいくつか設立されたとはいえ、組合員は主として国営質屋従業員に限られ、したがつて組合員数は少なかった。このため、一九一八年半ば頃、PKBTスラカルタ支部機関紙として創刊された『クマンドン・ジャウイ』(Koemandang Djawi「ジャワの響き」の意)すら、資金難からわずか数号で停刊していた。PKBTは資金的にまったくミスバッハに依存し、『イスラム・ブルグラック』がPKBTの機関紙を代行し、イスラム・ブルグラック事務所がPKBTの事務所を兼ねたのである。加えて第二に、議長サントソは、中央委員会再建後まもなく、スラカルタからスラゲンへと転勤になった。つまり、かれは、日常的に中央委員会議長の任務をはたすことが物理的に不可能となつてしまふ、ここでもミスバッハがかれにとつて代つたのである。(31)

こうして、インスリンデ・スラカルタ支部内において、一方でチプトの影響力が増大し、また一方でミスバッハの一党がしだいにインスリンデに入党するにつれ、古参インスリンデ党員は少数派に転落し、その指導性を失なつていった。そして、一九一八年二月、議長ハレストイン、書記スタデイら旧指導部が辞任し、かわつて、議長フォーヘル女史(Mev. Vogel)、副議長ミスバッハ、第一書記ウイロ・スダルマン、第二書記ガトゥト・サストロディハルジ(Raden Gatoet Sasirohardjo)を中心とする新指導部が成立した。チプトはフォルクスラート議員として一年の半ば以上を、バタヴィアですごすことを理由に支部指導部には参加しなかつた。しかし、議長フォーヘル女史がチプトの代理人であることは明らかであつた。なぜなら、彼女は、チプトの妻だつたからである。(32)

右のような経緯で成立したチプト、ミスバッハ指導下のインスリンデ・スラカルタ支部についてとくに注目すべきことは二つある。その第一は、チプトとミスバッハのあいだで一定の分業体制が成立したことであつた。すでにこの

頃には、東インド党の創設者でチプトの盟友ダウエス・デッケルがジャワにもどり、スマランのインスリンデ中央委員書記代理に就以して、インスリンデ支持基盤のユーラシアンから「原住民」への拡大とそれにもとづく東インド党の再建を画策しつつあった。そして、ここにおいて、チプトの指導するスラカルタ支部は、そうした東インド党再建構想の鍵となっていた。しかし、チプト自身はフォルクスラート議員として宣伝活動には専念できず、またかれが活発な宣伝活動を行なったならば、早晚、当局の弾圧を招くことは十分に予想しえた。こうして、スラカルタ市外での宣伝活動、地区委員会組織の全権は、再び、ミスバッハに付与された。つまり、ミスバッハは、チプト、ダウエス・デッケルの計画する東インド党再建構想の枠内で、実質的にスラカルタ支部の指導をまかせられたのである。

第二に、しかし、スラカルタにおいて、チプト、ミスバッハ以下のインスリンデ指導者は、社会的、政治的にきわめて周辺の存在であった。このことは、ちょうど同じ時期に、ジョクジャカルタ理事州において、中央イスラム同盟の新たな指導中枢として登場するにいたるジョクジャカルタ・イスラム同盟の指導者と比較してみればただちに明らかとなる。すでにみたように、チプトの一派は、スラカルタ王家、マンクヌゴ家を頂点とするスラカルタのプリアイ秩序においてせいぜいその周辺に位置したにすぎなかった。そして、スラカルタの王族、プリアイを広範に組織したのは、ジャワ民族主義を標榜するブディ・ウトモであった。東インド民族主義者チプトは、そうしたブディ・ウトモのジャワ民族主義に対するもつとも痛烈な批判者であった。しかし、そのことはまた、チプトがスラカルタのプリアイ秩序に容れられぬ異端児であることの証しでもあった。一方、ミスバッハの一派は、宗教官吏、イスラム教師の指導するイスラム進歩派と袂を分かったイスラム改革派の中小バティック商人、身分も金もない労働者からなつた。つまり、かれらも、スラカルタのイスラム商人勢力からみればおよそ周辺の勢力にすぎなかったのである。これ

に対し、ジョクジャカルタにおいては、イスラム同盟は、議長スルヨプラノト、書記ハジ・ファハロディン (Haji Fachroddin) とする指導部の構成にも見るように、スルヨプラノト指導下のバクアラム家王族団体アディ・ダルモ (Adhi Dharma)、そこから派生した精糖工場従業員組合 (PEB) とキアイ・ハジ・ダフラン (Kijai Haji Dahan) 議長、ハジ・ファハロディン書記指導下の改革派イスラム教育布教団体ムハマディアの同盟として成立した。<sup>33</sup>そして、ここにおいて、スルヨプラノトはバクアラム家の出身として、その支持と威信とを享有した。チプトがスラカルタのプリアイ秩序の異端児であったのに対し、スルヨプラノトはジョクジャカルタのプリアイ秩序の頂点にあったのである。一方、ムハマディア指導者についても、そのイスラム改革主義イデオロギーの共通性にもかかわらず、ムハマディア指導者とミスバッハの一派はイスラム勢力内部でおよそ対照的な地位にあった。ムハマディア指導者は、ダフラン、ファハロディンをはじめほとんどすべてジョクジャカルタ王家の宗教官吏であり、その支持者は宗教官吏と富裕なバティック商人であった。すなわち、ムハマディアは、ジョクジャカルタのイスラム進歩派の主流だったのである。<sup>34</sup>こうして、ジョクジャカルタでは、イスラム同盟指導者は王族、プリアイ、宗教官吏、有力バティック商人などの都市の有力な社会勢力から容易に支持を調達し、またその延長上に、精糖工場従業員(但し、事務員、熟練労働者を中心とし、日雇いの未熟練労働者は除く)、中小バティック商人の動員にも成功した。しかし、スラカルタでは、王族、プリアイはブディ・ウトモの強固な支持基盤であり、宗教官吏はイスラム進歩派の、有力バティック商はイスラム同盟創設者サマンウディの影響下にあった。これらの社会勢力をインスリンデ指導者が動員することは困難であり、党勢を拡大しようとするれば、それ以外の社会勢力、すなわち、中小バティック商、都市の労働者、農村部の精糖工場従業員、農民の動員へと向かうほかなかったのである。一九一八年二月以来、インスリンデ・スラカルタ支部が農村部での宣伝



関係が次のように示されている。(1)、資本家||オランダ人による農民の搾取——ああ、うまい、と言いつつ、農民の腹からパイプで養分を吸いとるオランダ人資本家、(2)、資本家の意を体して農民の声を封殺する当局——おまえ、しっかりつかんでおけよ、おれが吸いやすいように、という資本家の声に応じて、(不平不満の)声をあげるなど言いつつ農民の顔をつかんで離さぬ手、そして、その手には刑法一五四条、一五六条(言論・出版の自由制限条項)と記されている、(3)、当局による搾取、すなわち、徴税——農民の首にかけられた「税」という分銅、そしておまえの担ってゐる分銅をあげよと命じる声。さらに、この漫画の下に、農民をめぐる状況の分析が「警戒せよ」として二行にわたって述べられている。その第一行には、「かつてはわが釘、今やわがくびき」、第二行には、「かつてはわが主人、今や明らかにわが敵」とある。ここで第二行は「主人」(foan)の語が示すように明らかにプランテーション経営によって農民を搾取するオランダ人資本家について語っている。これに対し、第一行は、それが誰のことを語っているかは明示されていない。しかし、「釘」(gakoe)は、スラカルタ王ススフナン・パク・ブウォノ(Soesoehoenan Pakoe Boewana「世界の釘」の意)の名称にもみるように、比喩的に、(宇宙、世界の)中心を意味する。とすれば、この第一行の意味するところは、かつて宇宙の中心、民の主(Gesti)たりし王が今やくびきとなってクロモの民を緊縛し、かくして民を資本家による搾取、当局による抑圧、苛斂誅求にゆだねている、ということにならう。すなわち、このコマ漫画が提示している農民支配、収奪の構造とは、王(とくにスラカルタ王ススフナン)、当局(スラカルタ理事官指揮下の het bestuur)、オランダ人資本家、三位一体となった農民の支配と収奪ということなのである。しかし、それでは、こうした状況下の農民に対し、インスリンデ・スラカルタ支部指導者は、いかなる行動をとることを訴えたであろうか。このことも漫画の中に示されている。農民の声なき声は言う。「ああ、これこそわれらが運命、だれが助けてくれ

るのか。」これに対し、そうした農民の住む世界の外から声が届く。「それ、それ、怖れるな。」すなわち、インスリンデ・スラカルタ支部指導者が農民に提示しようとした行動は、プランテーションにおける労役拒否、納税拒否などの具体的行動ではなかった。それは「怖れるな」ということ、あるいはこの時期かれらの多用した「正しき故に勇ましく」(Berani karena benar)ということばをふまえていえば、その道徳的根拠だったのである。

インスリンデ・スラカルタ支部の指導者にとっては、「正しき故に勇ましく」は、イスラムとワヤンの伝統のいずれかの文脈に positioning された。チプトは、東インドの解放 (Merdeka) をジャワ人の東インド人、すなわちサトリオ (志士) への転生 (reincarnate) の延長上に構想した。と同時にチプトは、みずからをそうしたサトリオと自己規定し、あたかもワヤンにおける羅刹と戦うサトリオのごとく、東インド独立の大義に殉ずることをもってみずからの使命とした。(38) こうして、チプトにとって、サトリオの培養は東インド独立達成の戦略となった。チプトとその一党、すなわち、東インド独立の大義に覚醒した者「パングガ」(panggah) ——それはチプトの主宰するインスリンデ・スラカルタ支部機関誌の名称でもあった——は、クロモの民 (Kromo 民衆) を試練に引き込み、かれらをサトリオへと鍛え上げることをもってみずからの任務としたのである。

しかし、インスリンデ・スラカルタ支部の王侯領農村部での宣伝活動において、チプトの一党は二義的な役割しか果たさなかった。宣伝活動の中心的役割を担ったのは、ミスバッハをはじめとするイスラム改革主義者であり、かれらは、「正しき故に勇ましく」を、当然のことながら、イスラムの文脈に定置した。そうした訴えは、ミスバッハの論稿「愚者めまた神の子、それ故その脳裡にも高貴なる思考の宿るべしあり」(Orang bodoh dioega machloek Toehan, maka fikiran yang tinggi dioega bisa didalam otaknja) にはっきりと示されている(39)。この論稿において、ミスバッハ

は、当局 (Regering) が人民を守るといふながら、人民、すなわち、クロモの民なる農民 (rajaatnja paman tami atan si kromos) を犠牲として資本家 (Kaoem Kapitalisme) ばかりを擁護してゐること、そして、「原住民」はコーランに記された神の命令を基礎に団結 (Terekoenan) してはじめて、そうした抑圧と搾取 (Tindesan dan isapan) の状況から解放されうることを説いて、次のように述べてゐる。

コーランの中で神はわれわれ (Kita) にこう命じておられる。「正しいことを正しいとし、誤りを誤りとせよ、たとえ誤てる者がおまえを憎もうとも。」ここに明らかなるように、われわれ人間は、人が誤つた行ないをし続けることのないよう警戒することを義務付けられている。もしわれわれがアッラーを信するなら、たとえ誤つた行ないをなす人によって憎まれようとも、われわれは神の命令に従うのにためらつてはならない。誤りたる人がいかなる民族 (Bangsa) であろうとも、いかなる身分であろうとも、王であろうと、政庁であろうと、ウラマであろうと、キアイであろうと、その行ないが正しくなければわれわれはそれを正す義務があるのだ。

とはいへ、たしかに今日、これを行なうことはむづかしい。というのは、現在ジャワの地には抑圧 (TINDESAN) が満ちており、抑圧されたる者がいかに叫ぼうとも気にもとめられない (tidak di Rewes) からである。われわれは力づくで押さえつけられ、もしわれわれがくびきにかけられまいとあらがえば (dijika kita tidak maoe di LOEKOF-LOEKOFKAN) 銃が向けられるのだ。だから、そうした現在の東インドはいにしへのメッカのくいの人々(の状況と同じであり、そこでは人々は神の命令に従わずその生活は抑圧に満ちていた。そしてまさにそこにおいて神はお命じになつたのである。それはマレー語ではおよそ次のようなことばであった。「なぜおまえたちはアッラー

のために戦おうとしないのか。そして苦しみのうちにある男と女、子供たちを助けようとするのか。かれらはみんなアッラーにこう訴えている。神よ、願くばわたくしどもを不義なす徒の住むこのメッカの地から連れ出しまえ。そしてまた神よ、わたくしどもに、わたくしどもを統べ助けるアッラーの信仰者 (Mookmin) をつかわしまえ。」

さあ、今や明らかではないか。神はわれわれにお命じになっておられる。われわれには、だれであろう、抑圧されたる人々を助ける義務があるのだと。そして、抑圧がやむまで戦う義務があるのだと。

こうして、イスラムの文脈では、搾取、抑圧と戦うことはアッラーの神より命じられた義務とされ、指導者の任務は、そうしたアッラーの命令に従う真のイスラム教徒 (Islam sediqah)、イスラム戦士 (Gradjeerit Islam) として人々に範を示すものとされた。そして、ここでは、指導者が正しいことを正しいとし、誤りを誤りとなして範を示せば、人々はそのにならない「真のイスラム」となるはずだと、いうことが前提されていた。ミスバッハの一派のインスリンデ宣伝活動が農民の世界の外から行なわれながら、農民の支配と搾取に対する戦いが常に *riba* (ことばの送り手と受け手の双方を包含した「われわれ」の戦いとして語られるのは、そうした「われわれ」の等質性を示している。そうした等質性は、「われわれ」がすべてアッラーの神の信仰者であることによって保証されていた。こうして、インスリンデの宣伝活動は、イスラムの文脈においては、コーランとハディースへの回帰とその厳格なる実践を説いたイスラム改革派の布教活動 (tableg、または tabligh) とされ、インスリンデの宣伝活動を行なうイスラム改革主義者は、イスラムの宣布者 (moebaligh) に他ならなかったのである。つまり、かれらは、そのことばばかりでなく、そのことばを自ら実践すること

とによつても、眞のイスラムを説きひろめようとしていたのである。<sup>38</sup>

### 第三節 インスリンデ地区委員会と労役拒否

#### (1) 宣伝活動と地区委員会の設立

一九一八年二月以降、インスリンデ・スラカルタ支部が王侯領農村部で行なつた宣伝活動の主要な形式は集會であつた。つまり、支部指導者は、インスリンデの目的が何であり、参加者にはどのような行動が要請されるかを、集會において、演説によつて、人々に伝達したのである。これは、もちろん、農村部において、住民のほとんどが文盲であつたことによつた。しかし、このことは逆に言えば、住民は、インスリンデの意味をまづもつて集會として経験したということであつた。スラカルタの都から到来する指導者はまづ集會の主宰者としてかれらの眼前に現われ、そして、集會が終れば再びスラカルタの都にもどつていったのである。したがつて、農民がインスリンデの宣伝活動と指導者とをどのようなものとして受けとめたかは、実はかれらの集會の経験と密接に結びついている。しかしこれについては本節の最後で論じることとし、ここではまづ集會での演説の内容——ことばによつて集會参加者に送られた指導者のメッセージ——から検討を始めよう。

スラカルタ理事官の東インド総督宛報告書によれば、一九一八年二月から一九一九年五月七日のミスバツハ逮捕までの約半年間、スラカルタ県カルトスロ郡、ボヨラリ県パニユドノ郡、クラテン県ボンゴック郡では一八の集會開

## インスリンデ、SATV、PKBTの農村部における活動

- 1918年
- ス  
ラ  
カ  
ル  
タ  
  
一  
九  
一  
九  
年
- 12月8日 ギレン村（ボヨラリ県バニェドノ郡スンプンガン）にてインスリンデ・カルトスロ地区委員会集会開催（指導者：ハジ・バクリ）
- 12月29日 カラドゥレン村（ボヨラリ県バニェドノ郡）にてインスリンデ・カルトスロ地区委員会集会開催，カラドゥレン地区委員会設立（指導者：インスリンデ・スラカルタ支部議長フォーヘル女史，副議長ハジ・ミスバッハ，前議長ハレスティーン，カルトスロ地区委員会議長アトモクルタント，委員ハジ・バクリ）
- 1919年
- 1月26日 カルトスロ（スラカルタ県カルトスロ郡）にてインスリンデ・カルトスロ地区委員会集会開催（指導者ハジ・ミスバッハ）
- 2月16日 ングルンゲ村（クラテン県ボンゴック郡）にてインスリンデ集会開催（指導者：スラカルタ支部議長フォーヘル女史，前議長ハレスティーン，副議長ハジ・ミスバッハ，書記ラデン・サストロディハルジョ，PKBT 議長ラデン・サントソ）
- 2月23日 クラテン（クラテン県クラテン郡）にてPKBT 集会開催，PKBTクラテン地区委員会設立（指導者：PKBT 議長サントソ，書記ハジ・ミスバッハ，委員サストロディハルジョ）
- 3月3日 ングルンゲ（クラテン県ボンゴック郡）にてクリ，労役拒否開始
- 3月3日 ングルンゲ（クラテン県ボンゴック郡）にてインスリンデ集会，武装警官隊により実力で解散さる
- 3月11日 ングルンゲ（クラテン県ボンゴック郡）にてインスリンデ・ングルンゲ地区委員会集会開催（指導者：チプト・マングンクスモ，ハジ・ミスバッハ）
- 3月12日 カルトスロ（スラカルタ県カルトスロ郡）にてインスリンデ集会開催（指導者：ハジ・ミスバッハ，地区委員会議長アトモクルタント）
- 3月26日 クラセマン村ディモロ（スラカルタ県カルトスロ郡）にてインスリンデ集会開催（指導者：ハジ・バクリ，アトモクルタント）
- 3月29日 プンドゥン（クラテン県ボランハルジョ郡マンジュン・プランテーション）にてマンジュン地区委員会設立集会（指導者：ハジ・ミスバッハ，サストロディハルジョ）
- 4月10日 クラセマン村ディモロ（スラカルタ県カルトスロ郡）にて労役拒否開始
- 4月16日 テンペル村タル，デウォ（スラカルタ県カルトスロ郡）にて労役拒否開始
- 4月20日 カラドゥレン（ボヨラリ県バニェドノ郡）にてインスリンデ集会（指導者：カラドゥレン地区委員会委員スロカルティコ，カルト

- パウイロ) 労役拒否開始
- 4月23日 クラセマン村ディモロ (スラカルタ県カルトスロ郡) にてインスリンデ集会開催(指導者: ハジ・ミスバッハ, サストロディハルジョ, 支部委員会委員ラデン・プスポラハルジョ, ムディオ・ウィグニョストモ, SATV 副議長ラデン・ンガベヒ・ダルソサスミト, カルトスロ地区委員会議長アトモクルタント)
- 4月24日 カゴアン (スラカルタ県カルトスロ郡) にてインスリンデ集会開催 (指導者: カラドゥレン地区委員会委員ハジ・バクリ, クラセマン地区委員会委員ウォンソスディオ)
- 4月25日 ウィロナンガン (スラカルタ県カルトスロ郡) にて労役拒否開始
- 4月26日 カゴアン (スラカルタ県カルトスロ郡) にて労役拒否開始
- 4月27日 ハジ・バクリ(カラドゥレン地区委員会委員), ウォンソスディオ (クラセマン地区委員会委員) 逮捕  
 ングルンゲ (クラテン県ポンゴック郡) にてインスリンデ集会開催 (指導者: ハジ・ミスバッハ・ムディオ・ウィグニョストモ)  
 ガウォ (スラカルタ県カルトスロ郡) にてインスリンデ・ガウォ地区委員会設立集会 (指導者: ハジ・ミスバッハ, サストロディハルジョ, ムディオ・ウィグニョストモ, プスポラハルジョ)
- 4月30日 ングルンゲ, ガウォ地区委員会指導者逮捕
- 5月1日 プンドゥン (クラテン県ポランハルジョ郡) にてインスリンデ集会開催 (指導者: ハジ・ミスバッハ, サストロディハルジョ, ムディオ・ウィグニョストモ, プスポラハルジョ)
- 5月2日 スラテン (スラカルタ県カルトスロ郡) にて労役拒否開始
- 5月3日 カルトスロ (スラカルタ県カルトスロ郡) にてインスリンデ集会開催 (指導者: アトモクルタント)
- 5月4日 ワル (スラカルタ県カルトスロ郡) にてインスリンデ集会開催 (指導者: イマン・ビスリ)  
 クラセマン地区委員会指導者逮捕
- 5月5日 カゴアン, ウィロナンガンにてインスリンデ指導者逮捕
- 5月7日 ハジ・ミスバッハ逮捕

権が報告されている。(39) これを時系列に整理したのが第一表である。但し、これらの集会はすべて郡長 (panewo) またはその指揮下の警察官 (mantu polis) が集會に臨席し、その報告書を副理事官を通して理事官に提出したものに限られる。インスリンデ・スラカルタ支部指導者の出席した集會がこれらの集會の大半を占めるのはこのためである。もとよりこれ以外にも、とくに地区委員会指導者によって多くの集會

が開催されたことは疑いない。しかし、これについては、報告書からは何の情報も得られない。

さて、インスリンデ・スラカルタ支部の指導者のうち、集会で演説を行なったのは、主として、ミスバッハをはじめとするイスラム改革主義者であった。そして、集会での演説内容は、大別すれば、次のような要素の組み合わせであった。(1)、インスリンデの目的(祖国 Tanah toempah darah の解放)、インスリンデの歴史、(2)、官憲を怖れるな、(3)、コランにもとづく団結、予言者ムハマッドを範とせよ、(4)、労賃、労役、税、栽培補償についての農民の不満の肯定、(5)、農民の労役義務を規定した王侯領規則の不当性、(6)、労役拒否の訴え。このうち、スラカルタ支部指導者の演説についてみれば、そこには、集会開催の時期によって演説内容に顕著な変化が認められる。まず二月下旬のングルンゲ村(クラテン県ボンゴック郡)での労役拒否開始までは、かれらは、労役拒否の訴えはおろか、労賃、労役、税、栽培補償についても、王侯領規則についても、一切論じなかった。演説の基調は、常に、インスリンデの目的と歴史、予言者モハマッドを範として抑圧、搾取と戦えという訴え、そして、当局を怖れるなという訴えの組み合わせにあった。ミスバッハほかのイスラム改革主義者が、イスラム布教活動の一環としてインスリンデの宣伝活動を行なったことからすれば、これはまことに自然であった。ところが、ングルンゲ村、つづいてテガルゴンド・タバコ・プランテーションで労役拒否が表面化すると、かれらの演説にこめられた「怖れるな」、「正しいことを正しいとし、誤りを誤りとせよ」、「抑圧と搾取に抵抗せよ」といった一般的訴えは実践において試されることになった。「怖れるな」、「抑圧と搾取に抵抗せよ」と訴えながら農民の労役拒否を否定したのではその言説の破綻はあまりに明らかだったからである。こうして、労役拒否の開始とともに、かれらは、労賃、労役、税、栽培補償についての農民の不満を全面的に肯定し、王侯領規則の不当性をたびたび批判した。また農民が実際に労役拒否を行なっているばあいには、そうし

た農民の行動を全面的に承認した。と同時に、注目すべきことに、かれら自身は、労役拒否に先立ってそれを扇動したり、あるいは労役拒否のさなかに農民代表として当局、プランテーションと交渉するということはまったくなかった。かれらが村にあったのは集会の間だけであった。かれらがスラカルタの都にあって農村部の農民党员を継時的に指導することは、コミュニケーション回路の点で不可能であった。そうしたことは、すべて、地区委員会指導者に任された。支部指導者が行なったことは、集会において、真のイスラムとは何かを、そのことばと行為において実演することだったのである。

これに対し、地区委員会指導者は、理事官の総督宛報告書から判断するかぎり、労役拒否開始の以前から常に賃、労役、税、栽培補償を問題とし、農民に労役拒否を訴えた。かれらは、インスリンデの目的と歴史、真のイスラムといったことについてはほとんど論じなかった。かれらが行なったことは、そうではなく、集会においては、農民の具体的な経済的不満を公然と表明し、これに対し労役拒否の行動を提示することであり、また労役拒否においては、これを指導し、農民代表として当局、プランテーション管理者と交渉することだったのである。しかし、それでは、こうした地区委員会指導者とはどのような人々であり、またかれらの指導下、地区委員会はどのようにして農民の支持を調達し、かれらを組織していったのであろうか。

まず地区委員会の設立状況から見れば、地区委員会は、一九一八年二月から一九一九年四月にかけて、カルトスロ地区委員会（一九一八年三月設立）を起点に、カランドゥレン（Karangduren, ボヨラリ県、ニョドノ郡、一九一八年二月九日設立）、ングルンゲ（クラテン県ポングック郡、一九一九年二月二六日設立）、クラセマン（Klaseman, スラカルタ県カルトスロ郡、三月二六日設立）、マンジュン（Mandjeng, クラテン県ポングック郡マンジュン・タバコ・プランテーション地域、

三月二十九日設立、ガウオ(Gawo)、スラカルタ県カルトスロ郡、四月二七日設立と設立され、さらにこの後、六月中旬までに、クラテン県ボンゴック郡ポランハルジョ・タバコ・プランテーション地域でポラン(Polan)、ビンタラン(Bintangaran)地区委員会が設立された。これら地区委員会による農民動員能力がどれほどであったかは明らかでないが、一九一九年六月開催の第八回東インド人会議までに、スラカルタ支部党員数——その大部分はこれら地区委員会の党員であった——が少くとも一万を越えたことはすでに述べたとおりである。あるいはまた、もうひとつ例をあげるならば、六月二二日スラカルタ市で開催を予定されたインスリンデ集會に、集會延期の声明にもかかわらず、ポラン、ビクタラン地区委員会のみから約一五〇〇人の農民党員が出席しようとしたのであった。(40)

それでは、これらの地区委員会の設立、指導に中心的役割を果たした指導者はどのような人々であったであろうか。スラカルタ理事官の総督宛報告書から判断するかぎりでは、かれらを社会的に一義的に性格付けることはむづかしい。すなわち、報告書によれば、地区委員会指導者の中には、(1)下級官吏(たとえば、カルトスロ地区委員会委員チヨクロハディクスモ Tjokrohadiksomo、ウィロスカルト Wirosoekarto のとき国営質屋従業員、ポラン地区委員会議長マス・ドゥマン・カルトスディロ Mas Demang Kartosoediro のとき下級内務官吏)、(2)マス、ラデン、ラデン・マスなどのプリアイ称号をもつ者(上述のマス・ドゥマン・カルトスディロ、カランドゥレン地区委員会委員ラデン・サストロプラノト Raden Sastrapranoto、ガウオ地区委員会議長ラデン・マス・スモルキト Raden Mas Soemolokito など)、(3)メッカ巡礼者(ハジ Hadji たとえば、カルトスロ、カランドゥレン地区委員会委員ハジ・ハタリ Hadji Bakri、ハジ・ムンマッド・スモアトモジヨ Hadji Moehammad Soemotmodjo、クラセマン地区委員会委員ハジ・シラッハ Hadji Sirat、ビクタラン地区委員会議長ハジ・タイブ Hadji Tajib など)、(4)プリアイでもハジでもなくただ共有地持分だけを持つ農民(クラセマン地区委員会委員ウォンソス

ディロ Wongsosodiro, ウィルヨプラノト Wirjopranoto, シングレンゲ地区委員会委員ハルジョウイウト Hardjowigoto, マルトバウ、ロ Martopawiro など<sup>(2)</sup>が認められる。但し、このうち、下級官吏とプリアイ称号保有者とは排他的カテゴリーではない。また、教としては、共有地持分権のみを保有する農民が最も多いが、これは、理事官が報告書の中で元プクルの不満にとくに言及していることから、その多くは、改革実施地域で改革時に村役人に任命されなかった元プクルと考えてよいであろう。<sup>(4)</sup>

このように、地区委員会指導者は社会的にはかなり多様であるが、ここでとくに注目すべきは次の三点である。それはまず第一に、かれらの少くとも一部は識字者で、ミスバツハの発行する『メダン・ムスリミン』、『イスラム・ブルグラック』、チプトの発行する『パングガ』などの購読者であったことである。実際、のちには、クラセマン地区委員会委員ハジ・シラットのごとく、『イスラム・ブルグラック』の記者になった者すらあった。ついで第二は、一部地区委員会指導者とイスラム改革主義布教団体 SATV、労農協会 PKBT との関係である。たとえば、カルトスロ地区委員会委員チヨクロハディクスモ、ウイロスカルトラの国営質屋従業員は PKBT カルトスロ支部の指導者でもあった。<sup>(5)</sup>また、ハジ・バクリ、ハジ・シラットらは、農民部におけるインスリンデ宣伝活動の開始以前から SATV に参加していた。<sup>(6)</sup>以上の二点は次のことは意味している。それは、地区委員会指導部の少なくとも一部は、たとえ農村部に居住していても農民の世界を越えた外界を知り、そこと交流する回路を持っていたということである。ふつうの農民にとっては、たとえスラカルタの都に赴くことがあったとしても、都の人々との出会いは、市場における物の交換を介しての出会いか、さもなければ、王国の祝祭における観衆としての出会いであった。しかし、やがてまもなく地区委員会指導者として現われることになるこれらの人々は、都の住人とのそれ以外の出会いの場をもっていた。機

関紙を購読するということは、いながらにして人民運動の世界をのぞき見るといふことであつた。PKBT、SATVに参加するということは、とりわけ集会において、人民運動の体現する共同性を他の参加者とともに体験するということに他ならなかつた。つまり人民運動それ自体が、かれらに都市の住民との新しい人格的關係を生みだしたのである。

第三に注目すべきことは、以上の二点とはやや性格を異にする。それは、たとえば、ガウオ地区委員會議長ラデン・マス・スモルキト、その父親でングルンゲ地区委員会指導者ラデン・マス・プロボウイゴト (Raden Mas Probowigoto) がポクROL・バンブ (pokrol bambue) と呼ばれるパーワー・ブローカーであつたことに關わる。ここでポクROL・バンブとは、狹義には、裁判の訴訟手続きを農民にかわつて行なう民間の代理人のことであり、またより広くは農民と当局、プランテーションとの交渉にさいし農民の利害を代表した(あるいは代表すると称した)代理人であつた。<sup>(4)</sup>かれらの存在根拠は、いふまでもなく、農村に住み、日々、農民と交わりながら、その一方で、あるいは親族關係によつて、あるいはそのパーソナリテイの故に、ふつうの農民にとつては遠く畏怖すべき存在である官吏やプランテーションの管理人とインフォーマルな回路によつて交流しうることにあつた。一九世紀以来、農民の争議においてその代表者となつたのは、これらポクROL・バンブであり、また、当局、プランテーション管理人の手先として農民の恐怖の的となつたのもかれらであつた。<sup>(5)</sup>インスリンデの宣伝活動において注目すべきは、スラカルタ支部指導者、とりわけミスバッハが、そうしたポクROL・バンブと友好關係を樹立し、かれらをインスリンデ地区委員会に引き込んだことであつたのである。

さて、それでは、これら地区委員会指導者の下で、地区委員会は實際にはどのように設立されていったであらうか。

ここで重要なことは、黨員証の発行が支部指導者によってではなく地区委員会指導者によって行なわれたことであつた。すでに述べたように、スラカルタ支部委員会は、地区委員会の設立と指導、執行部の選出と指導を、副議長ミスバッハに一任した。そしてすでに一九一八年二月の時点で、第一書記スタデイ、第二書記サストロデイハルジヨは、それぞれ八〇〇枚、二〇〇枚の白紙黨員証をミスバッハに渡していた。ミスバッハはそうした白紙黨員証をそのままやがて地区委員会指導者として登場することになる人々に渡し、黨員の募集を依頼したのである。<sup>46)</sup>

こうして、たとえばガウオ地区委員会では、ミスバッハは、かねてよりの知己スモルキトに二月中旬、すなわち地区委員会設立の約二ヵ月前に、書簡にてインスリンデ地区委員会の組織を依頼し白紙黨員証を手渡した。これを受けてスモルキトは、インスリンデをスティヨ・マルディオ (Sita Marika 「自由への忠誠」の意) と人々に説明し、二五セントを納入してインスリンデに入党すれば、人々は夜警巡回労役 (tonde- en wacht-dienst) から解放されるといつて黨員を募集した。さらにまた、かれは、乾分のマルトセントノ (Martosenono) に黨員募集を依頼し、入党者ひとりにつき一〇セントを与えると約束してかれに白紙黨員証を渡したのである。<sup>47)</sup> 同様に、四月頃には、ポランハルジヨ副郡ポラン村 (クラテン県ボンゴック郡、ビンタラン村のマス・ドゥマン・カルトスディオ、ハジ・タイプにも、ミスバッハは、それぞれ一〇〇〇枚、四五〇枚の白紙黨員証を手渡した。そしてかれらは、これを受けて、栽培労役義務の軽減、栽培補償の増額を約束して二五セントで入党者を募集していった。<sup>48)</sup> したがって、スラカルタ支部委員会はもとより、地区委員会設立の全権を付与されたミスバッハすら地区委員会の黨員リストはおろか入党者数すら掌握しえなかつたこともきわめて当然であつた。たしかにインスリンデの党則によれば、入党費は二五セントで、うち二五パーセントが地区委員会資金として留保されたあと、二五パーセントが支部に、五〇パーセントが中央委員会に上

納されると規定していた。しかし、支部への上納金は白紙黨員証の発行数に比してはるかに少なかった。ミスバッハはそのため、すでに三月中旬には入党費の二五セントから五セントへの減額を宣言することをよぎなくされたのである。<sup>49</sup>

こうして地区委員会は地区委員会指導者のもっぱら掌握するところとなり、地区委員会設立、執行部設立のための集会は支部指導者による地区委員会指導者のフォーマルな承認の場となった。それは、ミスバッハ以下の支部指導者には、たとえ地区委員会指導者が支部の意図せぬ行動を訴えても、それを制御する手段をもたないということであった。実際、宣伝活動における地区委員会指導者の訴えは、支部指導者の演説内容とは大いに異なっていた。かれらは、インスリンデの目的と歴史、真のイスラムとは何かといったことではなく、労役義務の軽減、労賃、栽培補償の増額などを訴え、約束したのである。そして、重要なことは、それが、農民にとって、その効率性を計算しうる具体的、経済的課題であったことである。つまり、農民にとっては、二五セントの入党費を納めてインスリンデに参加するということは投資であり、地区委員会指導者はそうした投資の勧誘者として課題の達成にコミットし、それにもなうリスクをうけおいたのである。こうして、地区委員会が設立され、入党者が激増すると、地区委員会指導者は、農民の圧力の下、投資勧誘者としてのみずからの信頼性を確保するために労役拒否を訴えていくことになった。これに対して、支部指導者には基本的に二つの選択しかなかった。第一は、農民の要求を全面的に肯定し、地区委員会指導下の労役拒否に同意することであった。そのさいのリスクは、当局による弾圧と逮捕であった。第二の選択は、地区委員会の行動の否認であった。そのばあいのリスクは、地区委員会指導者に対する支部の指導性の喪失、農村部におけるインスリンデの影響力の解体であった。一九一八年一月から一九一九年五月上旬までの時期にミスバッハはか

の支部指導者が選んだのは第一の選択であつた。しかし、それでは、地区委員会指導下の労役拒否はングルンゲ村、テガルゴンド・プランテーションにおいて実際にどのような過程をたどつたであらうか。以下、これを見ていくことにしよう。

(2) ングルンゲ村

クラテン県ポングック郡ングルンゲ村では二月一六日に地区委員会が設立された。この日開催された地区委員会設立集会では、支部代表ミスバッハとポングック郡官吏のあいだに対決が演じられた。集会開催の事前申請が行なわれなかつたことを理由に集会の違法を主張する官吏に対し、ミスバッハは、集会是事前申請を要さぬ黨員集会 (Tadertvergadering) であると反論し、集會を強行したのみならず、さらには官吏の集會臨席をも拒否したのである。つまり、ミスバッハは、官憲を「怖れるな」というかれの訴えを実演し、そのことによつて、公的權威に拮抗する眞のイスラムにもとづく權威を表示したのである。これがングルンゲ村の労役拒否を予兆するものとなつた。集會からちょうど一週間後、二月二三日にングンゲ村の農民 (クリ・クンチュン) は労役拒否を開始した。(50)

ングルンゲ村はクラテン県の東端、ボヨラリ県との県境に位置し、一九一三年の行政農業改革の実施まではスラカルタ王家の天領クラピャック地域に所屬した。ングルンゲ村では、しかし、プランテーションによる借地は行なわれなかつた。クリ・クンチュンは、バウの共有地持分を付与され、その土地すべてにおいて稲作を行なうことを許された。そしてその代り、かれらは、水田、宅地の地税のほか、ヘーレン労役とテサ労役の負担を義務付けられた。

クリ・クンチュンの労役義務の一般的内容は王侯領規則によつて定められた。すなわち、一九一四年三月二三日発

布の王侯領規則第三〇八号 (Krijgsblad 1917 no. 39) にもとづき、村役人を除くングルンゲ村のすべてのクリ・クンチュンは、ヘーレン労役として、ソロ街道からチヨクロトゥルン・サトウキビ・プランテーション (Tjokrotjoeleng suikero nterneming) に到る公道の維持補修 (七日に一回) と夜警労役 (三五日に一回) とを義務付けられた。違反者には、罰金、投獄、共有地持分取り消しの罰則が規定された。また、デサ労役は、一九一四年七月二二日発布の王侯領規則 (Rijksblad 1917, no. 33) にもとづき、村役人と当局の協議によつて、夜警巡回労役 (ronde- en patrol-diensten 五日に一回) が定められ、やはり村役人は労役を免除された。

これに対し、クリ・クンチュンがこれらの労役をすべて拒否して要求したことは以下の三点であつた。(1) 労役負担の軽減、(2) 無償労役の有償労役への転換、(3) 村役人の労役免除の不当性。(3) についての論拠は、村役人もクリ・クンチュンと同様々バウの共有地持分を付与されており、したがつてクリ・クンチュンと同等の労役を負担すべきであるといふことであつた。

しかし、ングルンゲ村は、先にも述べたようにプランテーション地域ではなかつた。したがつて、クリ・クンチュンの労役拒否は、もちろん、プランテーションにはなんらの損害ももたらさなかつた。このため、当局から見れば労役拒否は明白な違法行為であるにもかかわらず、当局の反応は緩慢であつた。すなわち、スラカルタ県副理事官がングルンゲ村の労役拒否に関連してインスリンデ・スラカルタ支部議長フォーヘル女史、副議長ミス、パッハに警告を行つたのは、四月上旬、労役拒否開始から一ヵ月以上もたつてからのことであり、またスラカルタ理事官が農業問題担当監督官 (Controleur voor Agrarische Zaken)、クラテン県知事をングルンゲ村に派遣して労役拒否の違法性を住民に説得せしめたのは、四月一九日、すなわちテガルゴンド・タバコ・プランテーションにおける労役拒否開始のあと

のことだったのである。

一方、インスリンデ・スラカルタ支部およびングルンゲ地区委員会は、この間、集会開催を事前に届け出た上で数度にわたって黨員集会を開催した。当局が武装警官隊を派遣して集会を武力で解散させたのは、集会開催申請の行なわれなかった三月三日の P. K. B. T. の宣伝集会だけであった。つまり、集会は合法的に開催されたのである。くわえて、集会においても、支部指導者は、労役についての農民の不満を肯定しつつも、労役拒否についてはきわめて用心深い対応をした。たとえば、三月一日開催の集会において、チプトとミスバッハは、王侯領規則の不当性を批判しつつ、支部より新たな指令のあるまでは労役を再開するようにと訴えている。

こうした状況は、しかし、四月一九日、農業問題担当監督官とクラテン県知事による農民説得工作が不調に終わったことから急変した。この直後、労役拒否扇動の容疑でプロボウイゴトほか七名の地区委員会指導者が逮捕され、その共有地持分権が取消されたのである。これに対応して、スラカルタ支部のミスバッハとムディオ・ウィグニョストモは、四月二七日、再び集会を開催した。集会においてミスバッハは、コーランを引用しつつ、農民が団結して断乎として労役拒否を行なうよう訴え、指導者の逮捕と共有地持分権取り消しの不当性を論難した。さらにその三日後、四月三〇日には、クラテン県の県都クラテンで開かれた地区委員会指導者七名の裁判に約一八〇名のングルンゲ村農民がおしかけ、逮捕者の即時無罪釈放か、さもなければ労役拒否者全員の一律処分か、いずれかを要求した。しかし、この事件によって、さらに、ングルンゲ地区委員会会計担当委員マルトパウイロ、ガウォ地区委員会議長スモルキトら四人が逮捕された。また、農民の抗議行動にもかかわらず、裁判では、逮捕者七名全員に禁固六日の有罪判決が下された。こうして、地区委員会指導者がすべて逮捕されるとともに、労役拒否は五月中旬までにしだいに解体してい

った。

### (3) テガルゴンド・タバコ・プランテーション地域

テガルゴンド・タバコ・プランテーション地域は、スラカルタ県カルトスロ郡、ボヨラリ県、バニユドノ郡にまたがる旧クラピヤック地域のスラカルタ王家所有のプランテーションであった。この地域では、一九一八年二月二十九日にまずバニユドノ郡カランドゥレン村に、ついで一九一九年三月二十六日カルトスロ郡クラセマン村ディモロ(Dimoro)区に、インスリンデ地区委員会が設立された。カランドゥレン地区委員会は当初、カルトスロ地区委員会の支部として設立され、党員の増加とともに独立の地区委員会となつてもので、その中心的指導者は、ミスバッハの指導するSATVの会員でもあつたハジ・バクリであつた。クラセマン地区委員会も、当初は、カルトスロ地区委員会議長アトモクルタント、ハジ・バクリらの指導下に設立された。クラセマン地区委員会の中心となつたのは、ウォンソスディロ、ハジ・シラットら、クラセマン村ディモロ区の元ブクルであり、かれらは、ディモロを起点として、クラセマン村の他区へ、さらには他村へと影響力を拡大していった。<sup>(註)</sup>

この地域では、労役拒否は、四月一〇日、クラセマン村ディモロ区で開始した。このときディモロのクリ・クンチュン一七〇名全員はみずからをインスリンデ党员と宣言し、有償栽培労役賃(正確には、請負賃 boronganloon)の賃上げ、借地料の増額を要求した。そして、かれらは、プランテーションからの借地料の受取りと栽培労役とを拒否した。これに続いて、四月一六日には、同じカルトスロ郡内のテンペル村タル区およびデウォ区(Kaloeraha nTempei, Dekeoeh Taree, Dewa)でクリ・クンチュン七五名が、またバニユドノ郡カランドゥレン村では、四月二〇日、カラン

ドゥレン地区委員会主催の集会における「デイモロを範とせよ」との訴えのあとクリ・クンチュン九〇名が、労役拒否を開始した。さらにまた、四月二四日には、カルトスロ郡カゴアン村 (Kagokan) で集会が開催され、ハジ・バクリ (カルトスロ、カランドゥレン地区委員会委員)、ウォンソスディロ (クラセマン地区委員会) らが栽培労役労賃上げの実現のため労役拒否を訴え、二六日から労役拒否が開始された。さらに五月二日には、テンペル村に近いストラテン村 (Straten) でクリ・クンチュン七八名が労役拒否を開始した。これら一連の労役拒否において争点となったのは、有償栽培労役の労賃であった。

さて、テガルゴンド・プランテーション地域は、ングルンゲ村と同様、旧クラピヤック地域に属するとはいえず、タバコ・プランテーション地域であり、行政農業改革も一九一七年に実施されたばかりであった。そして、これ以降は、プランテーションは、法的には、王侯領規則 (Riktsblad 1917 no. 34) にもとづいて王国より土地を賃借し、改革実施の経過措置として認められた栽培労役規定 (王侯領規則第一条第一項、Riktsblad 1917 no. 33) にもとづきクリ・クンチュンの栽培労役によってタバコ栽培を行っていた。すなわち、プランテーションは、行政村へと編成された村の共有地の<sup>1/2</sup>を四月一日から二月三十一日までの九ヵ月間借地しタバコ栽培を行なった。この期間、クリ・クンチュンは水田の利益権行使を許されず、かわって地税を免除された。職田、元ブクルに付与された思給田はプランテーションによる借地の対象とはならなかった。また借地料は、一般には、プランテーションが、直接、国庫に納入したが、テガルゴンドでは、労役拒否開始以前から、まずクリ・クンチュンに支払われ、ついでクリ・クンチュンがこれを地税として王国に納める方式となっていた。そして、そのさい、クリ・クンチュンは、プランテーションから一年分の地税相当額の借地料に加え、二〇パーセントの割増しをも得ていた。さらにまた有償栽培労役については、一パウにつき

七二ギルダの労賃が支払われ、この一バウを六名のクリ・クンチュンがそれぞれ $\frac{1}{6}$ バウずつタバコ栽培を請負う方式であった。但し、タバコ栽培にかかる費用のうち、肥料の購入、水田のタバコ畑への造成、施肥、刈取りの費用は、プランテーションからクリ・クンチュンに別途支給された。

右の事情を、クリ・クンチュンに則していえば次のように言うことができる。まず、クリ・クンチュンの共有地持分 $\frac{1}{2}$ バウは三分割され、毎年、四月から二月末日までの九ヵ月間、 $\frac{1}{6}$ バウが借地料七・二ギルダでプランテーションに賃借された。クリ・クンチュンは、共有地持分の残り $\frac{1}{6}$ バウでは水稲耕作を行なつた。これに対し、かれは、毎年、 $\frac{1}{6}$ バウの共有地持分の地税として一八ギルダの納入を義務付けられた。さらに、クリ・クンチュンは、プランテーションがかれより借り上げた $\frac{1}{6}$ バウの土地でタバコ栽培を行ない、栽培労役請負として九ヵ月分一二ギルダと特別手当一・二五ギルダ、合計一三・二五ギルダを受取つた。<sup>(2)</sup>

テガルゴンド・プランテーション地域での労役拒否においてクリ・クンチュンが要求したのは、そこで、第一に、栽培労役請負賃九ヵ月分としてクリ・クンチュンひとり当り三〇ギルダ（すなわち一バウにつき一八〇ギルダ）への賃上げ、第二に、借地料一バウにつき三六ギルダから九〇ギルダへの増額であつた。このうち借地料値上げ要求は、クラセマン村ディモロの農民が労役拒否開始時に要求したのみで、借地料の決定はプランテーションと王領政府の契約事項であるとのプランテーション管理者の説明のあと、要求項目からはずされた。一方、栽培労役請負賃の賃上げ問題については、プランテーション管理者は、慣行に従い、プラパット(Prapat, 争議調停委員会)を設立し、タバコ栽培に要する農作業のタイプごとに労賃を決定することを提案した。プラパットとは、プランテーション代表二名、農民代表二名の計四名から構成され、郡長または村長の監督下に試験的にタバコの栽培を行ない、タバコ栽培

に要する各種農作業の労働時間を計測しようというものであった。プランテーション管理者は、そのさい、労賃の算定規準を一日八時間労働で三〇セントとすることを提案した。しかし、クリ・クンチュンは、労役拒否の開始にあたっては、農民とプランテーションの争議における伝統的な紛争処理の制度、プラバットの設立を拒否した。

テガルゴンド・プランテーション地域で労役拒否が表面化した四月から五月の時期は、ちょうど水田がプランテーションに引き渡され、タバコ畑に造成されて、タバコの植付けの行なわれる時期であった。したがって、労役拒否によるこれら一連の作業の遅れは、当然、タバコ収穫期の雨期へのずれ込みとそれによるタバコ葉の品質低下を意味した。このため、テガルゴンドの労役拒否においては、ングルンゲ村のばあいとは違って、当局はきわめて迅速に対応した。すなわち、四月一〇日クラセマン村デイモロで労役拒否が開始すると、翌一日にはカルトスロ郡長、ガタック副郡長がプランテーション管理者とともにクリ・クンチュンに労役再開を説得し、さらに一八日には、農業問題担当監督官、クラテン県知事がデイモロを訪れて、再びプラバット設立による争議の解決を提案した。

伝統的な争議ならば、ここにおいてプラバットが設立され、労役拒否は解除されるはずであった。しかし、テガルゴンド・プランテーション地域で労役拒否を指導したのはインスリンデ地区委員会の指導者たちであった。かれらは、四月一八日、農業問題担当監督官、クラテン県知事がプラバット設立を提案するとひとまずこれを受けいれ、プラバットが設立された。しかし、従来の労役拒否とは違って、地区委員会指導者はプラバット設立のあとも労役拒否を解除せず、プラバットの調停作業もサボタージュし続けた。そして農民がタバコ畑で農作業を行なおうとすればこれを実力で阻止した。

一方、インスリンデ・スラカルタ支部指導者が労役拒否開始後はじめてこの地域に到来したのは、四月二三日のこ

とであつた。この日、クラセマン村デイモロ区で約四〇〇人の参加をえて集会が開催されたのである。集会には、支部代表として、副議長ミスバッハ、第二書記サストロデイハルジュ、委員ダルソサスミト、ムデイオらが出席した。集会の開会宣言において、ミスバッハは、集会は黨員集会であり、したがって官憲の臨席は原則として拒否しうるとした上、「好意として官憲の臨席を承認した」(Politie bij wijze van gunst toelaten)。主たる演説者はミスバッハとダルソサスミトであつた。集会に臨席した警察官は報告書の中で集会の模様を次のように報告している。(53)

(ミスバッハは)インスリンデの目的について説明したあと次のように述べた。「インスリンデは人々にストライキ (Penngokan, 労役拒否のこと) を扇動しようというのではない。しかし、人は、何が生活苦をもたらしているか、よく考え感じなければならぬ。そして、すべての苦しみがなくなるよう行動しなければならぬ。パンダガがストライキを肯定するのはそのためである。」「盛大な拍手」それからかれは何が不満かと聴衆に問うた。ウイロスカルトとマルトスモノ (ともにクラセマン地区委員会委員) はタバコ栽培の労賃と借地料が少ないと不満を述べた。ガタック副郡官吏が当局の決定につき詳しく説明した。これをうけてミスバッハは訴えた。兄弟の要求が実現されるか否かはウォン・チリ (Wong Tjilik, 民) の力にかかっていると。かれはそれからデサ労役について述べ、地区委員会委員を任命した。

ついでマス・ンガベヒ・ダルソサスミトが次のように演説した。人はアツラーの神とその予言者を恐れ、その命令に従わねばならない。しかし、アツラーの神はすべてを人に強制するのではない。水田の賃貸借、ものの売買、労賃、こういったことは人のしわざであり、双方が合意しなければ行なわれるべきではない。同様にすべての規

則もウォン・チリが同意しないならば行なわれるべきでない。なぜなら、それは等しく人である者のしわざであるからだ。いったいだれが王の頭骸骨と乞食の頭骸骨を区別できようか。

この集会のあと、プラバット設立の直後に見られた一部労役再開の動きは再び完全に停止した。のみならず、四月二五日にはウィロナンガン、二六日にはカゴアンで新たに労役拒否が表面化した。こうして当局は指導者の逮捕に転じ、まず、四月二七日、クラセマン地区委員会、カランドゥレン地区委員会の中心的指導者ウォンソスディロ、ハジ・バクリを逮捕し、その共有地持分権を取り消した。そしてこれ以降、五月上旬にかけて、カランドゥレン村、クラセマン村、ディモロ、スラテン村、ウィロナンガン村、カゴアン村で次々と指導者が逮捕されていった。さらに逮捕は支部指導者にも及び、五月七日には、副議長ミスバツハ、第一書記サストロディハルジョ、委員ダルソサスミトの逮捕が行なわれた。逮捕を免れた地区委員会指導者はプラバットの設立とその決定の遵守を誓い、労役拒否は五月中旬までに終焉した。

#### (4) プラバットと集会

ングルンゲ村、テガルゴンド・タバコ・プランテーション地域における労役拒否の顛末は右のようなものであった。ここに見るように、労役拒否はインスリンデの宣伝活動と地区委員会設立の過程でおこり、支部、地区委員会指導者の逮捕とともに終焉した。このため、スラカルタ理事官は、その報告書の中で、労役拒否は、スラカルタ支部副議長ミスバツハが、支部委員会、中央委員会の承認の下に、地区委員会指導者を通じて行なった組織的扇動の結果で

あると断定した。労役、労賃について農民に不満がないというわけではない。しかし、そうした不満それ自体はただちに農民のあいだに不穏な情勢 (unrest) を生むものではない。インスリンデがそういった農民の不満を利用して扇動したから労役拒否はおこったのである。それが証拠にインスリンデが宣伝活動を行なわなかったタラテン県サトウキビ・プランテーション地域では労役拒否は全くおこらなかった。これが理事官の分析の基本的ロジックであった。<sup>54</sup>

理事官の主張するように、たしかに一九一九年に限っていえば、クラテン県のサトウキビ・プランテーション地域では労役拒否はおこらなかった。しかし、王侯領の歴史を見れば、農民の労役拒否は一九世紀半ば以来しばしば「政治的背景なしに」、すなわち民族運動の指導者の介入なしに、おこっている。その意味で、スラカルタ理事官の労役拒否、インスリンデ扇動原因説は誤っている。<sup>55</sup>しかし、このことは、インスリンデの「扇動」が労役拒否とは無関係であるということではない。インスリンデの「扇動」がなくとも労役拒否はおこったかもしれないが、インスリンデの「扇動」によって労役拒否の過程になんらかの変化が生じたことは十分考えられるからである。しかし、それでは、なにが変わったのか。以下、これを二段階に分けて考察しよう。すなわち、まず第一に伝統的な、「政治的背景のない」農民争議とはいかなるものであったかをまず検討し、ついで第二に、これを、インスリンデ指導下の労役拒否と比較しよう。

さて、王侯領のタバコ、サトウキビ・プランテーション地域では、一九世紀以来、ほとんど毎年のように農民の労役拒否、強訴、刈取り直前のタバコ、サトウキビ畑への放火などの事件が報告されている。たとえば、スラカルタ王侯領では、一九一八年だけで、プチャンサウィト (Poetiangsawit)、『ドック (Doekoeh)』、『ホジヨク (Podjok)』——以上、スラカルタ県スコハルジヨ (Soekohardjo) 郡——、『グロン (Goelon)』、『マンクスコ侯領カランガニヤル Karanganyar 県チロ

マドゥッ [Tolomadoe 郡] とヘーレン労役、栽培労役拒否が起こっている。<sup>(56)</sup>しかし、これらはすべて局地的、散発的事件であり、「政治的背景のない」が故にその顛末の詳細が報告書に記されることもなかった。そうした中で、一九一八年六、七月、ジョクジャカルタ王領バントウル県のバントウル・サトウキビ・プランテーションで発生した争議については比較的詳細な報告書が存在する。というのは、この争議が同時期に表面化したゴندان・リプロ (Gondang Li-  
pero)、『バロンガン (Barongan)』、パドアン (Padukan) (以上、すべてバントウル県) のサトウキビ・プランテーションの争議とともに『スラバヤ商業新聞』 (Soerabajasche Handelsblad) にセンセーショナルに報道され、これがためにバントウル県知事解任という事態に発展したためであった。そこでまず、「政治的背景のない」農民とプランテーションの争議の事例として、このバントウル・プランテーションの争議を見ることにしよう。<sup>(57)</sup>

バントウル・プランテーションの争議は、一九一八年六月二八日、プランテーション地域居住の農民約五〇〇名が元マンドゥル (Mandoer) プランテーションの農業労務監督、トゥルノパウィロ (Troenopawiro) を代表としてプランテーション管理人にンゴゴル (ngogol) 強訴を行なったことで表面化した。強訴の内容は、五月から七月のサトウキビの植付け期にプランテーションが農民に要求する有償栽培労役の賃金、無償栽培労役の有償栽培労役への転換をめぐるものであった。指導者トゥルノパウィロは、それ以前、一九一三年の争議にさいしても中心的役割をはたしており、一部のインスリンド地区委員会指導者と同様、ポクロール・バンブであったと推測される。しかし、かれは、インスリンドはもとより、ちょうどこの頃ジョクジャカルタ理事州で影響力を拡大しつつあったアディ・ダルモ、イスラム同盟、ムハマディアなどとも一切関係がなかった。したがって、この時期、この地域では民族団体の宣伝活動はまったく行なわれなかった。ジョクジャカルタ理事官がバントウル・プランテーション争議を「政治的背景のない」争議と

判定した主たる理由はここにあった。(58)

六月二八日、強訴の報に接して当局は速やかに対応した。バントウル県駐在オランダ人監督官(Controleur)は、プランテーション管理者より強訴の報を受けるとただちに現場に急行した。現場に到着すると、監督官は、農民に対し、後日、代表者から不満につき事情聴取を行なうと約束し、農民に帰宅を命令した。農民は、これに従ってただちに帰途についた。農民は一般に強訴においては争議の即時裁定を要求した。しかし同時にかれらは、そうした裁定が下級官吏によっては行ないえないことも十分に承知していた。監督官の事情聴取の約束で農民が帰途についたのはこのためであった。

監督官は、このあと、理事官の指揮下、プランテーション管理者、農民代表トゥルノパウイロより事情聴取を行なった。そして、これによって、プランテーションが借地条令に違反し、本来有償栽培労役として行なわれるべき農作業を無償栽培労役によって行なっていたことが明らかとなった。そこで監督官はプランテーションの借地条令違反による農民の損害額決定のため、プランテーション管理者および農民代表にブラパット設置を提案した。農民代表トゥルノパウイロはこれに同意し、ブラパットによる争議の解決を監督官が直接、農民に説明するよう要請した。監督官はこれに応じ、プランテーション地域のブクル全員に対し、七月三日、それぞれクリ二名を同道して県庁(Kabupaten)に出頭することを命令し、かれがそこでブラパット設置を提案することとした。

七月三日には、しかし、監督官の命令に反し、今度は約一五〇〇名の農民が県庁前広場におしかけ、強訴が再演された。ブクルは、監督官の命令にもかかわらず、配下のクリを全く制御できなかったのである。農民を前にして、監督官は、先に事情聴取した農民の不満のうちプランテーションの条令違反の明らかな項目については、ブラパットで調

停案を作成すると説明した。農民は、しかし、プラパット裁定に同意せず、すべての不満がこの場でただちに矯正されるべきことを要求して帰途につくことを拒否した。事態の悪化を怖れた監督官はただちに副理事官に電話連絡して指示を仰ぎ、これを受けてジョクジャカルタ理事官とバントウル県副理事官が現場に急行した。理事官が現場に到着し農民に帰宅を命じると、農民はおとなしく帰途についた。この二度目の強訴によって農民はジョクジャカルタ理事官に警察力の行使による強訴の実力解散、指導者の逮捕を要請した。しかし、理事官は、農民の強訴は合法であり、農民が平穩(ゴヤ)で労役拒否の動きもないことをもって、そうした弾圧措置は構じなかった。

その数日後、理事官は再びプランテーション管理者とトゥルノパウイロに対しプラパット設立のための代表者の選定を要請した。そのさい理事官は、二度にわたる強訴に示された農民の不満の大きさにかんがみ、特別措置として、プランテーション代表、農民代表各四名からなるプラパットの設置を提案した。プラパットは、七月一六日、監督官と新任の県知事の監督下に発足した。プラパットの調停作業は八月七日までに終了し、プランテーション代表と農民代表の見解の一致した項目については、監督官と県知事、さらには理事官の承認の上でただちに実施された。見解不一致の項目については、県知事の監督下、新しいプラパットが設置された。こうして、八月中旬までに、バントウル・プランテーションの争議は平穩に終了した。争議の全期間を通じて農民は平常通り栽培労役を行ない、サトウキビの刈取り、植付けは順調に完了した。

以上がバントウル・サトウキビ・プランテーションにおける争議の顛末であった。ここに見るように、争議の内容は、バントウル、テガルゴンドともに、有償栽培労役の労賃をめぐるものであった。バントウル・プランテーション

の「政治的背景のない」争議とテガルゴンド・プランテーションにおけるインスリンデ指導下の争議とでは、相違は、争議の内容にはなく、争議の形式と解決方式とにあった。すなわち、バントウル・プランテーションでは、農民はその不満を表明するのに強訴という形式を採用し、争議はプラパット裁定によって解決された。これに対し、テガルゴンド・プランテーションでは、農民はその不満表明のために労役拒否に訴え、プラパット設置のちも労役拒否を解除しようとはしなかった。それどころか、ここでは、インスリンデ地区委員会指導者は、形式的にはプラパット設置に同意したものの、実際にはプラパット調停作業をサポートし続けた。こうして、テガルゴンド地域では、地区委員会指導者の逮捕によってはじめてプラパット調停作業は軌道にのり、農民はその裁定を受け入れて労役拒否を解除したのである。したがって、「政治的背景のない」伝統的な争議の特徴としては、ひとまず、強訴とプラパット裁定を挙げることができよう。これについて、もう一度、考えてみよう。

さて、強訴とは、農民が王国に対して不満を表明する伝統的形式で、通常、農民が野良衣のままくわや鎌を手に大挙して県知事の館におしかけ、税、労役、労賃等についての不満を申し述べて、そうした訴えの聞き届けられるまで帰途につこうとしないというものであった。<sup>(99)</sup>もとより、農民が誰に強訴するかは、県知事のこともあれば宰相(Patin)のこともあり、プランテーション地域ではプランテーション管理者であることもあった。当局は、プランテーション地域における農民の強訴に対しては、その不満がプランテーションに関わるばあいには、借地条令にてらして農民から事情聴取を行ない、正当であれば、プラパットを設置し、争議の解決を試みた。プラパットは通常、当局の監督下、プランテーション代表、農民代表各二名から構成された。したがって、強訴は、伝統的に、農民の異議申し立ての合法的制度であり、王侯領規則によって違法とされた労役拒否とはたしかに異なっていた。しかし、この相違は

実は見かけだけのものでしかない。というのも、労役拒否は、農民の異議申し立ての形式としては、強訴と同じ機能をはたしたからである。強訴においては農民が県知事の許に赴いた。これに対し、労役拒否においては、県知事と副理事官が村に赴いた。いずれのばあいにも、当局は農民より事情を聴取し、プラパットによる争議の解決が試みられた。「政治的背景のない」争議では、たとえ農民が労役拒否を行なつたばあいでも、ひとたび官吏が村に到来し、農民より事情を聴取してプラパット設置を提案すれば、農民はこれに同意し、労役を再開した。そして、通常、違法な労役拒否を行なつても、誰も逮捕されず、誰も処罰されなかつた。

テガルゴンド・プランテーションにおけるインスリンデ指導下の争議が「政治的背景のない」伝統的争議と異なる点はまさにここにあった。すなわち、ここでは、農民は、最初はプラパットの設置を拒否し、プラパット設置のあとこれをサボタージュし、そして、労役拒否を続けたのである。そして、ここにおいて、プラパット設置提案、設置、裁定申し渡しの儀礼にかわつて行なわれたのが、インスリンデ党員集会であつた。しかし、それでは、プラパットと党員集会とは、それを権力と権威をめぐる政治劇とみればあい、どのような相違があるであろうか。

まずプラパットからいえば、それは、当局 (*het bestuur, pemerintah, お上*) の権力と権威を実現し正統化する政治劇であつた。プラパットにおいて、プランテーション代表、農民代表をそれぞれ代表と認定し任命したのはオランダ人理事官とジャワ人県知事であつた。また、プラパットで合意された裁定案は、理事官の承認を得た上、オランダ人副理事官 (または監督官) と県知事がこれを農民に申し渡した。当局は、プラパットにおいて、プランテーションと農民という相対立する私利私害を超越する公的裁定者であり、当局の権威はそうした私利私害を超越した中立性の中に実現され正統化されたのである。バントウル・プランテーションの争議におけるポクロル・パンブ、トゥルノパウイロ

の役割は、こうした観点からすれば明らかであろう。プラパットの政治劇において、あるいはさらに強訴の政治劇において、主役たる官吏が私利私欲を超越した公的權威を演ずるためには、そうした公的權威への服従を演ずる私利私欲の代表者が必要不可欠であった。ポクロル・バンブとは、プラパットの式次第に通じ、官吏に対し正しい礼儀作法 (norma) とクロモ (Kirama 身分の高い者に対して用いるジャワ語) によってそうした演技を行ないうる者だったのである。

これに対し、テガルゴンド・プランテーションの争議では、プラパットの政治劇ではなくインスリンデの黨員集会が開催された。そして、そうした黨員集会において常におこったことは次のようなことであった。<sup>(60)</sup>

(1)、インスリンデ指導者と官憲の対決、応酬——集会開催のたびにインスリンデ支部、地区委員会指導者は集会を黨員集会と宣言して官憲の臨席を拒否し、集会臨席を要求する官憲と応酬をくり返した。多くの場合、官憲は結局は集会に臨席した。しかしそれはインスリンデ指導者によって臨席が「好意として認められた」ためと集会では説明された。さらにまた、地区委員会設立集会のばあいには官憲は地区委員会執行部リストの提出を要求した。そしてこれは、支部指導者の常に拒否するところであった。

(2)、インスリンデ指導者による農民からの事情聴取——多くの集会において、インスリンデ支部指導者は、労役、税、労賃、栽培補償等について農民の不満を聴取した。ときには、先に見た四月二八日のクラセマン村ディモロの集会のごとく、農民がそうした不満を申し述べると、臨席した官吏がそれについての当局の措置につき説明することもあった。しかし、このときには、官吏の役割は、プラパットにおけるその役割とはますます対照的なものとなった。なぜなら、集会において農民の不満と当局の措置とをともに聴取した主体はインスリンデ指導者であり、官吏は、私

的利害を超越した公的權威の体现者から、争議の一当事者へと転化したからである。

(3) インスリンデ支部指導者による当局の權威の正統性原理の否定——集会において、支部指導者は、コーランを引用しつつ真のイスラムとは何かを説き、かつ官憲との対決・応酬においてその範を示した。ミスバッハがしばしば引用したコーランのことは、「正しいことを正しいとし、誤りを誤りとせよ」、「なぜおまえたちはアッラーのために戦おうとしないのか、そして苦しみのうちにある男と女、子供たちを助けようとするのか」、あるいは「あるいはダルソサスミトのことは、「いつたいたれが王の頭骸骨と乞食の頭骸骨を区別できようか」、こうしたことは、公的權威にコーランを対置し、そのことよって、公的權威から高次の道德的規範性を剝離させるものだったのである。

こうして集会においては、公的權威の実現と正統化ではなく、公的權威の異化と非正統化が、そしてそうした公的權威を超越する權威がアッラーの命令として上演された。しかも、集会において演壇にならぶのは、村の中で親しまれかつ怖れられるボクロル・バンブや敬虔なイスラム教徒としてメッカ巡礼を行なったハジたちであり、村の中で親しまれ日常生活における村役人のフォーマルな權威に対して、非日常的なインフォーマルな權威の体现者であった。そして、ここにおいて注目すべきことは、多くの集会において主宰者として現われたミスバッハのパーソナリティである。ジャワ舞踊のサトリオ(武人)に見事に様式化された静謐であらゆる感情を包み隠した能面のごとき顔、そういう上品で洗練されたブリアイの相貌とはおよそ正反対の、むき苦しく太ったひげづらの顔、ハジでありながら常のハジのごとく白いターバン、白い帽子をかぶらず黒いターバンで押し通す不作法、敬虔なイスラム教徒でありながら舞妓(Tandak)と遊び、改革主義者でありながらワヤン・オランとガムラン音楽に興じる不頼、いかなる人々(Golongan)のあいだでもたちまち友(Kawan)を作り出す才能、苛烈な言動と澄んだ柔和な目、つまり、ミスバッハは、そのイスラム信仰に

根ざした強紐な精神力と外面的風貌との矛盾によって、まさに、ジャワの制度的日常を貫徹し秩序づけるハルス(Lalus 上品、洗練、優雅、はげしく回るこまがその故にあたかも静止して見えるがごとく静謐さ)とカサル(Kasur 野卑、粗雑、愚かさ)の二項対立を超越するあのジャゴの典型であった。(6) ジャゴ(Jago)とは、オンホックハムの表現を借りるならば、合法世界と非合法世界の薄明地帯に棲む者、すなわち、日常世界を貫ぬくフォーマルな権威に対抗するインフォーマルな権威の体現者であった。(7) そしてジャゴは、制度的日常が危機におちいったとき、そうした制度的日常の亀裂に生ずる非日常的現実には跳梁する存在であった。そうしたジャゴの典型たるミスバッハが主宰者として現われることによって、逆に、集会は、日常生活を貫ぬく公的権威を異化し、これにもうひとつの現実を対置する場となったのである。集会は公的権威非正統化の政治劇であった。プラパットにおいては、そうしたジャゴは当局によって馴服された存在として現われた。しかし、インスリンデの黨員集会においては、大ジャゴ、ミスバッハの登場によって、制度的日常それ自体に逆立する非日常的空間が生みだされ、そこにおいて人々は、かれらがすべてアッラーの神と予言者ムハマッドの信徒として平等な「兄弟」であることを経験したのである。

こうしてみれば、当局が、事態の解決のために集会の空間を抹消せねばならないことは理の当然であった。それは、集会を準備し、集会の場で跳梁する支部、地区委員会指導者の逮捕ということに他ならなかった。そして、これのみが、当局の権威の再建、すなわちプラパットの政治劇の円滑なる上演を保障したのである。

## 第四節 農民の動員と制御

## (1) チプト・マングンクスモとダウエス・デッケルの対応

ングルンゲ村、テガルゴンド・プランテーション地域における労役拒否の弾圧、インスリンデ地区委員会指導者の逮捕、そしてさらには支部副議長ミスバッハ、第二書記サストロロディハルジョ、委員ダルソサスミトの逮捕は、他の支部指導者、とくにチプト・マングンクスモを深刻なディレンマに陥れた。支部執行部は、農村部で宣伝活動を行なってきた支部指導者、地区委員会を設立し労役拒否を指導した地区委員会指導者のこれまでの活動を否定することはできなかった。真のイスラム、真のサトリオを自認する者にとって、そうした「敵前逃亡」はみずからの倫理的正当性を否定することになりかねなかった。とはいえ、当局のインスリンデ弾圧の姿勢が明らかとなった今、農村部での宣伝活動継続が自殺的行為であることも明白であった。しかも厄介なことに、ングルンゲ村、テガルゴンド・プランテーションでの労役拒否終焉の後も、農村部では、支部の指導なしに地区委員会が引き続き設立され、入党者は激増していた。そして、インスリンデに参加した農民のあいだでは常に労賃を争点としてプランテーションとの争議の起こる可能性があった。たとえばガウォ地区委員会は四月三〇日の議長スモルキト逮捕ののちも入党者が増え続けた。そして、ウォノサリ・タバコ・プランテーション (Wonosari tabak-onderneming) では、ガウォ地区委員会所属の農民約五〇名が、五月三日、水田のタバコ畑への造成の労賃をめぐるプランテーション管理人と対立して労役拒否の動

きを見せ、その阻止のために武装警察隊が派遣されていた。<sup>(6)</sup>またポランハルジヨ・タバコ・プランテーションでも、労役拒否の動きこそなお表面化していなかったものの、ポラン地区委員会、ビンタラン地区委員会への入党者が激増しつつあった。インスリンデ・スラカルタ支部は、こうした地区委員会の活動に停止を命令することも、そのままに放置することもできなかった。活動停止を指令すれば地区委員会はこれを敵前逃亡とみなし、したがって支部の指導性は完全に失われてしまうであろう。といって放置すれば、地区委員会指導者はやがては労役拒否に訴え、インスリンデに対する当局の一層の弾圧を招くことになる。支部指導部はなんとしても地区委員会の指導と制御の方途を見出さねばならなかったのである。

このような事態に直面して、スラカルタ支部では、四月下旬にチプト・マングンクスマがスラカルタにもどり、支部の指導性を掌握した。そしてさらに、地区委員会指導者の逮捕が本格化すると、四月二七日には、かれはスマランに中央委員会を訪れ、逮捕された地区委員会指導者の早期釈放のため中央委員会に協力を要請した。またチプトは、五月三日には、ミスバッハに農村部での集会出席停止を指令し、六日にはミスバッハをスマランに派遣して逮捕者の早期釈放のため中央委員会の協力を再び要請せしめた。<sup>(7)</sup>一方、インスリンデ中央委員会はこの時までスラカルタ支部の農村部での宣伝活動につき一切の方針を提示せず、労役拒否発生後もまったく介入しようとしなかった。これはひとつには、チプト指導下のスラカルタ支部はインスリンデ支部の中で別格とされたからであり、またひとつにはチプトと中央委員会書記代理ダウエス・デッケルのあいだにスラカルタ支部の活動方針につき暗黙の了解が存在していたからであった。しかし、四月末以来のチプト、ミスバッハの要請にこたえて、中央委員会も、五月上旬には、書記代理ダウエス・デッケルと委員イエーケル (Yeckel) のスラカルタ派遣を決定した。五月七日のミスバッハ逮捕から五月

一三日のダウエス・デッケル、イエーケル、チプトとスラカルタ理事官との会談までの間に、こうして、インスリンデ中央委員会とスラカルタ支部委員会は事態への対応策を決定することになったのである。<sup>(66)</sup>

さて、そこですまず第一に、地区委員会指導者の逮捕、ミスバッハほかの支部指導者の逮捕については、チプトはきわめて用心深い対応を行なった。すなわち、かれは、かれらの活動を全面的に承認し、逮捕・投獄は真のサトリオに到る神の試練であるとした上で、しかし、かれはこれまでと同様の活動を継続することはできないと明言したのである。ミスバッハ逮捕について、かれは、機関紙『パンングガ』五月一二日第六号で次のように記している。<sup>(66)</sup>

わが親愛なる同志、マス・ハジ・ミスバッハはすでに数日にわたって獄中にある。……(しかし)私の考えでは、刑はマス・ハジがみずからを純化すべく神の与えたもうた恩寵なのである。今はまだ私が牢獄に赴くべき時ではない。同志にお願いする。勇気を失うな。戦線を難脱するな。逃亡するな。マス・ハジの任務を継ぐ同志のあることを。……来たれ、兄弟、かれを支援しよう。牢獄にあり断食不眠の行をなすかれを。苦行者の願いはやがてかなえられる。あらゆる妨害を克服せよ。あらゆる障害を打ち破れ。

ここに見るように、チプトのレトリックはきわめて戦闘的であった。これは、ミスバッハ逮捕に対するイスラム改革主義者の反応を考慮するならば、政治的にきわめて合理的な対応であった。ミスバッハの主宰したイスラム改革派の機関誌『メダン・ムスリミン』はミスバッハをイスラムの真の実践者として称揚していた。<sup>(67)</sup> またスラカルタのイスラム改革主義団体SATVはもとより、ジョクジャカルタのイスラム改革派団体ムハマディアも議長キアイ・ハジ・

ダフランの名で、ミスバッハ早期釈放の要求を総督宛に打電していたからである。<sup>(68)</sup>と同時に、それはあくまでレトリックの上での戦闘性であった。「今はまだ私が牢獄に赴くべき時ではない」との一文は、チプトが、ミスバッハの活動を承認しつつ、なおかれ自身はミスバッハの宣伝活動を継続する意志のないことを明らかにするものだったのである。

そして、このことは、五月二三日、インスリンデ中央委員会代表ダウエス・デッケル、イエーケル、支部代表チプトとスラカルタ理事官の会談でさらに明らかにされた。会談では、インスリンデ代表は理事官に対し二項目の要請を行なった。第一は、支部、地区委員会指導者逮捕への抗議およびその早期釈放要求であった。これに対し理事官は、インスリンデ指導者の逮捕はその扇動が公共の安寧と秩序に危険をもたらしたからであると説明するとともに、ミスバッハをのぞく逮捕者の早期釈放を約束した。第二に、インスリンデ指導者は、インスリンデ中央委員会が当局の代表とともにスラカルタ王侯領農村部の経済状態について調査を行なうことを提案した。これについては理事官は同意の意志表示を行なった。<sup>(69)</sup>

こうしてインスリンデ中央委員会、スラカルタ支部委員会は、チプト、ダウエス・デッケルの指導下に、スラカルタでのインスリンデの活動につき新たな方針を策定した。これは基本的に以下の三点からなった。すなわち、(1)ミスバッハほかの支部、地区委員会指導者のこれまでの宣伝活動、シングルゲ村、テガルゴンド・プランテーションにおける労役拒否の正当性の承認、(2)王侯領農村部の経済状態改善のためチプトのフォルクスラートでの議会活動により、王侯領規則改正などに努力すること、(3)将来、王侯領農村部で地区委員会指導下に労役拒否がおこったばあいは、中央委員会と支部は調査団を派遣し農民より事情調査を行なうこと、であった。このことは別言すれば、レトリック

における戦闘性を維持しつつ、活動の中心を農村部での宣伝活動からフォルクスラートでの議会活動へと移行させるということに他ならなかった。<sup>(70)</sup> としてこうした新方針の成否は、農村部における地区委員会の「暴走」を中央委員会およびスラカルタ支部委員会が制御しうるか否かにかかっていた。やがて六月中旬、地区委員会指導下にポランハルジヨ・タバコ・プランテーションで再び労役拒否が表面化すると、チプトは、この報に接して、六月二六日、フォルクスラートで次のように演説した。<sup>(71)</sup>

かの地においてわれわれは噴火口上に住んでいるのであります。そして、噴火がいつ起こるかはまだことに時間の問題なのであります。私がウェルトフレーデンへ出発しましたとき、私の得た印象では、クウェルあるいはポランハルジヨといった地域においては、数日ならずしてストライキ (werkstaking、労役拒否のこと) が起こるであろうというものであります。

このようにチプトは、農村部の不穏な情勢を噴火口に喩えてみせた。これはたしかに適切な比喩であった。問題は、その噴火によって誰が吹きとばされるかであった。ポランハルジヨ・プランテーションの労役拒否は、それがインスリンデに他ならないことを明らかにしたのである。

(2) ポランハルジヨ争議

クラテン県ボンゴック郡ポランハルジヨ・タバコ・プランテーションにおける農民(クリ、クリ・クンチュンではない)

の栽培労役拒否は六月一七日に開始した。<sup>(2)</sup>但し、争議それ自体はすでに四月から表面化しており、その争点は、(1)有償栽培労役労賃の賃上げ、(2)水田のタバコ畑への造成についての労賃の賃上げ、(3)タバコ栽培面積の縮小、をめぐるものであった。

すでに見たように、プランテーションにおける有償、無償労役の判定規準、有償栽培労役の労賃は、プランテーションと農民のあいだで常に争点となってきた問題であり、その処理は、通常は当事者間の交渉によって、またそれで解決しないばあいにはプラパット裁定によって、解決が試みられた。ポラン・ハルジヨ・プランテーションにおいても、そこで、四月以来五月中旬までは農民とプランテーション管理者の直接交渉が行なわれた。しかし、結局、この直接交渉は妥結しなかった。そして、プランテーション管理者の依頼に応じて、クラテン県副理事官、農業問題担当副理事官、クラテン県知事の三者が農民代表より事情聴取を行ないプラパット設置を提議したのは六月一日のことであった。農民のあいだではこの時期なお労役拒否の動きはなかった。プラパット裁定は、七月一日、理事官の承認を得た上で、プランテーション、農民両者に正式に申し渡されることになっていた。

一方、この間、インスリンデ入党者は、四月頃より開始された宣伝活動とともに激増し、六月上旬までに、ポラン・ハルジヨ副郡ポラン村でマス・ドゥマン・カルトスディオを議長にポラン地区委員会が、ビントラン村でハジ・タイブを議長にビントラン地区委員会が設立された。これら地区委員会の指導者は、カランドゥレン、クラセマン、ングルンゲ、ガウオ地区委員会と同様、栽培労役の軽減、労賃賃上げ、栽培補償増額などを約束して党员を募集した。したがって、六月中旬にいたり、プラパット裁定の内容がしだいに明らかとなるにつれ、これを不満とする農民の地区委員会指導者への圧力はますます強くなっていった。この意味で、六月一日、スラカルタ支部がチプトの

指導下に支部委員会会議を開催したことは注目に値する。支部委員会はこの会議にクラセマン、ングルンゲ、プントゥン、ポラン、ビンタラン地区委員会代表を招待した。ポラン地区委員会代表カルトステイロ、ビンタラン地区委員会代表ハジ・タイプはこの会議の席上、労役拒否決行への承認を求め、これにもとづいて会議は労役拒否開始後の行動方針を決定した。地区委員会代表は会議の翌日、一六日に帰村した。そして、ポランハルジヨ・プランテーションの労役拒否は一七日に開始された。

六月一七日に労役拒否を開始したのはポランハルジヨ・プランテーション全域で約六〇〇名であった。労役拒否に参加しなかったのはわずかにンガラン (Ngaran) 村の農民だけであった。(78)

一方、チプト指導下のインスリンデ・スラカルタ支部は、ングルンゲ村、テガルゴンド・プランテーションの労役拒否とは違い、労役拒否開始後もポランハルジヨ地域での集会開催はまったく行なわなかった。そうした集会は、当局によってただちに労役拒否扇動の試みとみなされ、指導者の逮捕を招くであろうことがきわめて明らかだったからである。六月一五日の支部委員会会議においてチプトが計画したことは、ポランハルジヨ地域においてではなくスラカルタ市においてインスリンデ農民党员集会 (Veradering van z.g. Boeren-leden) を開催することであった。この農民集会は六月二二日、すなわちフォルクスラートの開会にあわせて設定された。農民党员集会で農民の不満を表明させ、これを圧力としてチプトが王侯領規則改正、労役軽減などにつきフォルクスラートで議会活動を行なうことが計画されたのである。しかし、この集会開催声明に対しスラカルタ県副理事官はただちにインスリンデ・スラカルタ支部議長フォーヘル女史に集会開催禁止を命令した。支部議長フォーヘル女史はこれを受けて再度支部委員会会議を召集し、チプト不在を理由に集会延期を決定した。

六月二日にはしかし、スラカルタ支部委員会の集会延期声明にもかかわらず、約一五〇〇名の農民が、ポラン、ビンタラン地区委員会発行の党員証を手に徒歩でクラテン県からスラカルタの都に集まつてきた。それは、農民に与つては、ジャワ暦の元日、スロ月一日に王宮（クラトン）の祝祭を見物に都に上るのにも似た祝祭的事件であつた。そして、これらの農民は、市内に通じるソロ街道の西の入口で、労賃、栽培補償の増額、労役の軽減を要求しつつ、警官隊と小競合いをくり返した。農民は支部委員ムディオ・ウィグニョストモが集会延期を説明してようやく帰途についた。しかし、それは、約一〇〇名の農民が検挙されたあとのことであつた。事件後、理事官は、インスリンデ中央委員会およびスラカルタ支部委員会に対し宣伝集会、党員集会開催禁止を命令した。インスリンデはこれによって最も有力な宣伝活動の形式を封じられてしまつた。

一方、ポランハルジヨでは、当局は労役拒否にすばやく対応した。六月一七日に労役拒否が開始すると、翌一八日には、理事官はクラテン県知事をポランハルジヨに派遣し、労役再開を農民に説得させた。しかし、そうした説得工作にもかかわらず、労役再開の動きは六月二五日に到るまでまったくみられなかつた。こうして二六日、当局は、ポラン地区委員会議長カルトステイロ、ビンタラン地区委員会議長ハジ・タイブほか八名を逮捕し、就労希望者保護の名目で武装警察隊を派遣した。労役拒否はこれによつてただちに終焉に向かい始めた。労役拒否者約六〇〇名のうち、労役再開者は、六月二七日、一五名、二八日、三五名、そしてジャワ暦の正月をすぎて、七月一日、六五名、二日、一三二名、三日、二一六名と次第に増加していったのである。

以上がポランハルジヨ・タバコ・プランテーションにおける労役拒否の第一局面であつた。この間、チプトは、六月二六日、ポラン、ビンタラン地区委員会指導者逮捕の報を支部委員会より打電されると、ただちにスマランのダウ

エス・デッケルと協議を行った。スラカルタ支部は、この協議にもとづき、ポランハルジヨ争議の調査、視察を中央委員会に要請した。中央委員会はこれに応じて、書記代理ダウエス・デッケル、委員ファン・デル・カステール (Van der Kasteel) の派遣を決定した。七月三日、ダウエス・デッケル、ファン・デル・カルテール、フォーヘル女史、ムディオ・ウィグニョストモの四名が、インスリンデ党旗をはためかした車でポランハルジヨ地域に到来した。視察、調査正当化の根拠は五月一三日の理事官とインスリンデ代表との会談での合意事項であった。ここにポランハルジヨ争議の第二局面が開始した。

七月三日のダウエス・デッケル一行のポランハルジヨでの活動を順をおって詳しく見てみよう。<sup>24</sup>ダウエス・デッケル一行は、ポランハルジヨ到着後、まず北部のポラン村を訪れ、地区委員長カルトスディオロ宅で約五〇名の農民を召集して集会を開催した。ダウエス・デッケルはマレー語で演説し、ムディオがこれをジャワ語に翻訳した。後日開かれたダウエス・デッケル裁判での証言から判断すると、かれの演説の骨子は次の三点であった。第一に、かれは、労役拒否それ自体を既成事実として受け入れた上で、農民に対する「助言」(nasihat)として、就労希望者に対する暴行、官憲との衝突などを回避するよう訴えた (“mogok ja mogok, tapi dangan roesoah”)。第二に、かれは、労役拒否が農民自身のイニシアティブで闘争資金 (Kas pertawanan melawan kapital) の準備もなければ労役拒否のタイムイングへの考慮もなしに決行されたものであると云って、インスリンデは労役拒否の結果につき一切責任を負わないと明言した。そして第三に、かれは、農民がともかく労役拒否を決行したからには、要求実現のために団結を守らなければならないと団結を訴えた。<sup>25</sup>

この集会のあと、ダウエス・デッケル一行は、農民の要請なしにみずからの判断でプランテーション管理者を訪れ

た。ダウエス・デッケルは、管理者に対し、争議の調停を当局にでなくインスリンデ中央委員会にまかすべきこと、クリの栽培労役賃を現行の年額一バウ当り四ギルダーから八・五ギルダーに賃上げすればインスリンデはただちに労役拒否を農民に説得すること、の二点を提案した。タバコ栽培においては、品質管理上、タバコの植付け時期が決定的に重要であった。そこで管理者も、労役拒否のすみやかな解除のためにこの提案に同意し、この件を取締役会に上申することを約束した。

ダウエス・デッケル一行は、プランテーション管理者との会談のあと、今度は、ビンタラン村の地区委員会議長ハジ・タイプ宅で集会を開催した。この集会では、ダウエス・デッケルは、プランテーション管理者が労賃の四ギルダーから八・五ギルダーへの賃上げを約束したと報告し、農民に対し、賃上げの正式提示のあるまで労役拒否を続けること、賃上げの正式提示があれば農民は態度決定の上ただちにインスリンデ・スラカルタ支部に報告すべきこと、を訴えた。この集会のあと、一行は車でポランハルジヨを去り、スラカルタに向かった。

ダウエス・デッケル一行がポランハルジヨで行なった活動は以上のようなものであった。それはかつてシングルンゲ村、テガルゴンド・プランテーションでの労役拒否にさいしミスバッハらの支部指導者が行なった活動とは、活動の内容、スタイルにおいてきわだつた対照をなしていた。ダウエス・デッケル一行はたしかに集会を開催した。しかし、この集会では、官憲との緊張に満ちた対決、応酬もなければ、指導者が農民の要求を全面的に肯定しかれらるとの同一化を達成するということもなかった。かれらはただ、地区指導者があわててかき集めた農民に対し、労役拒否についてのテクニカルな「助言」を与えなすぎなかった。集会におけるダウエス・デッケルと農民の距離がどれほど遠いものであったかは、かれのことはをムディオが通訳したことにはっきりと示されている。つまり、ダウエス・デ

ツケル一行にとって、農民の労役拒否と賃上げ要求は、結局のところ、「かれら」の問題であって「われわれ」の問題ではなかった。そして、ダウエス・デッケルの演説の要諦は、労役拒否を行なう農民が就労希望者に暴行を加え、あるいは官憲と衝突することによって暴力化し、その結果として、労役拒否が当局により否応なく「われわれ」の問題とされることをあくまで回避しようとすることにあった。したがって、この集会において公的權威非正統化の政治劇が上演されなかったこともまた当然だった。

ダウエス・デッケル一行がポランハルジヨで試みたことは、公的權威の非正統化ではなく、プランテーション管理者とのボス交渉であった。かれらにとつては、農民の経済的要求をひとまず達成し、できるだけすみやかに労役拒否を解除することこそが、「かれら」の問題をそのまま処理する唯一の方法であった。そして、この点では、ダウエス・デッケル一行は、プランテーション管理者と利害を共有していたのである。

しかし、ダウエス・デッケル一行の試みたこのような「名誉ある撤退」の戦略は、すでにポランハルジヨ・プランテーションの労役拒否のなりゆきとインスリンデ中央委員会、スラカルタ支部指導者の動向に神経をとがらせていた当局の反応を考慮の外においたものであった。一行のポランハルジヨ訪問のあと、かれらの訪れた北部ポランハルジヨでは、プランテーション管理者による賃上げの正式提示を期待して再び労役拒否が強化された。スラカルタ理事官の報告によれば、七月三日以降の北部ポランハルジヨ（クリ、四一七名）、南部ポランハルジヨ（クリ、一八六名）の就労状況は以下の通りであった。

南部 北部

|        |     |    |
|--------|-----|----|
| 七月三日午前 | 一一一 | 九五 |
| 午後     | 一一一 | 〇  |
| 四日     | 一二三 | 〇  |
| 五日     | 一三三 | 〇  |
| 六日     | 一三六 | 五  |
| 七日     | 一四九 | 四六 |
| 八日     | 一八二 | 九二 |

これはスラカルタ理事官から見ればダウエス・デッケル一行の扇動の明白な証拠であった。理事官は労役拒否再発の報に接すると直ちにクラテン県知事をポランハルジョ・プランテーションに派遣し、農民に対する説得工作を再開させた。またクラテン県副理事官の指揮下、武装警察隊を増派し、インスリンデ地区委員会指導者の監視、就労希望者の保護にあたらせた。さらにまた、スマラン、スラカルタ、バタヴィアでは、スラカルタ理事官の要請で、ダウエス・デッケル、ファン・デル・カステール、フォーヘル女史、チプトらが警察の厳重な監視下におかれた。そして、これらの警察措置と同時に、理事官は、プランテーション管理者に対し、ダウエス・デッケルとのボス交渉を強く批判し、かれがダウエス・デッケルに行なった賃上げの約束を撤回させた。理事官にとっては、管理者とダウエス・デッケルとの交渉によって争議の解決がはかれるということそれ自身が、提示ののびのびとなっているプラパット裁定の否定、ひいては当局の権威の無視に他ならなかったのである。

ポランハルジヨ・プランテーションの労役拒否は、こうして、インスリンデ地区委員会指導者の逮捕、多数の武装警察隊の常駐による示威の中で、七月一三日までに終焉した。そして、スラカルタ支部もこれによって一時的にはあれ活動停止状態に押しこまれたのである。(76)

### 結語にかえて

一九一九年のスラカルタ王領農村部におけるインスリンデの宣伝活動と労役拒否、そこにおける農民の動員、指導、制御についてこれまで述べてきたことは次のようにまとめることができる。

第一に、スラカルタにおいてインスリンデ支部が農民の動員へと向かったのは、都市の有力社会勢力——プリアイ、バティック商人、宗教官吏——が他の民族団体によって掌握され、都市での諸社会勢力動員の余地があまりなかったためであった。インスリンデ・スラカルタ支部の指導性は、チプトを中心とする東インド民族主義者、ミスバッハを中心とするイスラム改革主義者によって掌握された。しかし、両者は、スラカルタのプリアイ秩序、イスラム勢力の中で周辺の地位を占めるにすぎなかった。

第二に、インスリンデ・スラカルタ支部指導者は、農民の状況を、王（とくにスラカルタ王ススフナン）、当局（オランダ人理事官指揮下の内務官僚機構）、プランテーション三者の農民支配、収奪ととらえ、この状況からの解放の途を「怖れるな」と提示した。そして、かれらは、集会において、この課題を、ことばと行為によって、すなわち、真の

イスラム、真のサトリオはいかにあるべきかの範を示すことによって提示した。しかし、地区委員会のレベルでは、そうした課題は、有償栽培労賃の賃上げ、栽培補償といった具体的な経済的課題へと翻訳されて一般の農民へと提示された。農民にとってインスリンデ入党は投資であり、地区委員会指導者は投資勧誘者としてみずからの提示した課題の実現にコミットしたのである。そして、ここに、インスリンデの宣伝活動が農民の労賃拒否を惹起することになった。

第三に、したがって、労賃拒否として表出したプランテーションと農民の争点は、「政治的背景のない」伝統的な争議と同様、労賃、労賃、栽培補償をめぐるものであった。インスリンデ指導下の労賃拒否と「政治的背景のない」争議の相違は、争議の内容ではなく、争議解決の制度的メカニズムたるプラパットがインスリンデ指導下の争議においては作動しなかったことであつた。インスリンデ地区委員会指導者はプラパットをサポーターとし、かわつてミスバッハを中心とする支部指導者を招いて集会を開催したのである。そしてここにおいて、プラパット裁定が公的権威正統化の政治劇であるとすれば、集会は、公的権威非正統化の政治劇であつた。こうして、当局は、公的権威を回復し、労賃拒否を終焉させるためには、指導者を逮捕し、集会を消滅させるほかなかつた。そして、たしかにこれによって、ングルンゲ村、テガルゴンド・タバコ・プランテーションの労賃拒否は終焉したのである。

第四に、当局によるインスリンデ弾圧に直面して、チプト、ダウエス・デッケル指導下のインスリンデ・スラカルタ支部、中央委員会は、農村部における宣伝活動からの「名譽ある撤退」を試みた。ポランハルジヨ争議において、インスリンデ支部指導者がポランハルジヨ地域で一切集会を開催せず、ダウエス・デッケルがプランテーション管理者と賃上げ交渉を行なつたのはそのためであつた。というのは、これだけが、一方で農民に提示された経済的課題の

一定の実現をはかるとともに、他方で、当局による一層のインスリンデ弾圧を回避する唯一の方途だったからである。しかし、このときまでには、当局は、ポランハルジョにおける労役拒否のなりゆきとインスリンデ支部、中央委員会指導者の動向にあまりに神経をとがらせていた。こうして、ダウエス・デッケル一行によるポランハルジョ争議介入は当局の弾圧を招き、インスリンデ・スラカルタ支部、地区委員会はしばらく活動停止状態におい込まれてしまったのである。

このように、一九一九年のスラカルタ王領農村部では、インスリンデ・スラカルタ支部指導者の提示した状況規定、課題設定は、地区委員会指導者による農民への伝達の過程で、「歪み」を受け、運動は全体として中枢の指導者と農民との壮大な「誤解」の中で展開した。真のイスラムについてのミスバッハの模範演技、ダウエス・デッケルのプランテーション管理者との賃上げ交渉、これは、指導者のメッセージを正確に了解しその意を体して行動する幹部の不在という条件下、農民の指導における二つの対照的スタイルを提示するものであった。そして、実は、スラカルタ王領農村部においては、民族主義政党的農村部への組織拡大は、こうした「混乱」を経過してはじめて開始したのである。

一九一九年七月、スラカルタ王領農村部におけるインスリンデの宣伝活動と労役拒否の終焉のあと、スラカルタ理事官は、農村部における安寧と秩序の回復のため大きく三つの措置を採った。農民の経済的不満の解消、警察力の強化、スラカルタ理事官州におけるインスリンデの集会、宣伝活動の禁止である。<sup>7)</sup>

このうち、農民の経済的不満の解消のためには、当局は以下のような措置を採った。まずデサ労役は、従来五日なりし七日に一回であったのが平均一〇日に一回に軽減された。<sup>8)</sup>プランテーション地域でのサトウキビ、タバコ畑の

夜警巡回労役は廃止された。<sup>79</sup>ヘーレン労役は従来の半分に削減された<sup>80</sup>さらにまた、タバコ、サトウキビ・プランテーションにおける労賃、栽培補償については、当局は次のような行政指導を行なった。<sup>81</sup>(1)新借地条令にもとづくタバコ・プランテーションは有償栽培労役労賃を一バウ当り二〇〇ギルダールとする(一九一九年度テガルゴンド・タバコ・プランテーションの労賃は一バウ当り七二ギルダール、労役拒否によって農民が要求した労賃は一バウ当り一八〇ギルダールであった)。また旧借地条令にもとづくタバコ・プランテーションでは、一九一九年度一バウ当り最高一二ギルダールであった労賃を耕作の難易度に応じて二〇ギルダールから三〇ギルダールへと増額する(ポランハルジヨ・タバコ・プランテーションでは、一九一九年度の労賃は一バウ当り四ギルダール、ダウエス・デッケルは交渉によりこれを八・五ギルダールに賃上げしようとした)。(2)、タバコ・プランテーションにおける栽培補償は、水田では一バウにつき五〇ギルダール、畑地では二五ギルダールとする。(3)、新借地条令にもとづくサトウキビ・プランテーションでは、労賃は一日八時間労働で四〇セントとする。旧借地条令にもとづくサトウキビ・プランテーションでは、一九一九年度、一バウ当り二六〇五〇ギルダールの労賃を一九二〇年度は最低六〇ギルダールに賃上げする。(4)サトウキビ・プランテーションの栽培補償は、一九一九年度、一バウにつき最高四五ギルダールであったものを、一九二〇年度は、水田では最低七二ギルダール、畑地では最低六〇ギルダールに増額する。

理事官がこのような行政指導を行なった理由はきわめて明解であった。第一に、タバコ、サトウキビ・プランテーションが第一次大戦後の好景気の中で莫大な利益をあげていること、第二に、農民が大挙して労役拒否を行なえば、いずれにせよ農民を処罰することも共有地持分を取り消すことも不可能であり、その結果、プランテーションが損害をこうむるばかりでなく、当局の権威が危機にさらされることになった。<sup>82</sup>こうして、一九一九年のイン

スリンデの宣伝活動と労役拒否は、支部、地区委員会指導者の大量逮捕にもかかわらず、農民にこれらの約束した労役軽減、賃上げ、栽培補償増額をもたらしたのであった。

こうして、一九一九年半ば、インスリンデ・スラカルタ支部および地区委員会は当局の弾圧によって半ば解体状況においこまれたにもかかわらず、そうした状態は、支部、地区委員会指導者が獄中にあり、かつ警察がインスリンデの集会、宣伝活動を効果的に封鎖することのできる限りでのことであつた。この条件は、しかし、一九一九年九月以降、しだいに崩れはじめる。というのは、一〇月半ばまでに、ミスバッハをはじめ獄中であつた支部、地区委員会指導者が釈放され、かつ、九月一日の集会結社の自由に関する法律の施行によって、これらの指導者が再び自由に集会、宣伝活動を行なえるようになったからである。そして、このとき、かれらは、一九一九年前半、かれらの逮捕によってあがなつた農民の要求実現の故に、きわめて容易に農民の支持を調達することに成功した。そしてこれこそが、一九二〇年、スラカルタにおける国民　ンド党||ヒンディア同盟（一九一九年六月インスリンデの改組によって成立）指導下の運動の昂揚をもたらすばかりでなく、さらには、一九二三年以降、ヒンディア同盟の解体と指導者の共産党への入党にともない、中東部ジャワではただスラカルタ王領農村部においてのみ共産党が農民の動員に成功をおさめる理由ともなっている。しかし、こうしたスラカルタにおける一九二〇年以降の人民運動の展開については、稿を改めて論じることとした。

本稿執筆にあたって土屋健治氏には草稿完成の段階で全体を通読していただき丁寧かつ適切なコメントをいただいた。また永積昭氏からはマンクヌゴロ侯プラン・ウェドノほかブディ・ウトモ・スラカルタ支部指導者について御示教を賜わつた。この場を借りて謝意を表します。

1. 一九一九年のスラカルタ王領農村部におけるインスリンゴの宣伝活動と労役拒否について “De Verzetbeweging in Solo,” *Mededeeling der Regering omtrent Enkele Onderwerpen van Algemeen Belang*, Weltevreden, Landsdrukkerij, 1920, pp. 19—25. なお、これ以外の唯一の著作書であるが、植民地統制論の母書である。 McVey, Ruth T., *The Rise of Indonesian Communism*, Cornell Univ. Press, Ithaca, New York, 1965, pp. 39, 371—372. なお、この著作書は、その編者である。 中野実。 *Dr. Trijito Mangunharsono*, *Demokrat Seljati*, Djambatan, Diakarta and Amsterdam, 1952, pp. 102—107. Savitri Prastiti Scherer, “Harmony and Dissonance: Early Nationalist Thought in Java,” unpublished M.A. thesis, Cornell University, 1975, pp. 102—181.
2. 中央インスリンゴ同盟第三回国民会議（一九一八年）第四回国民会議（一九一九年）について、これを参照。 Kwantes, R. C., ed., *De Ontwikkeling van de Nationalistische Beweging in Nederlandsch-Indie, Bronnen Publicatie, Eerste Stuk 1917—medio 1923*, Uitgaven van de Commissie voor Bronnenpublicatie Betreffende de Geschiedenis van Nederlandsch-Indie 1900—1942 van het Nederlands Historisch Genootschap, No. 8, H.D. Tjeenk Willink, Groningen, 1975, pp. 104—120, 216—250.
3. インスリンゴ同盟の抗争事件について、Oates, William A., “The Afdeling B: An Indonesian Case Study,” *Journal of Southeast Asian History*, vol. IX, No. 1, March 1968, pp. 107—116. 参照。
4. 王侯領地から封建制度、プランテーション、プランテーションと封建地帯の形成と、これを参照。 Soepomo, R., *De Reorganisatie van het Agrarische Stelsel in het Gewest Soerakarta*, The Hague, L. Gerretsen, 1927. 及び Rouffaer, G. P., “Vorstenlanden,” *Adatrechtbundels*, Vol. XXXIV, 1931, pp. 233—378, 及び。
5. 新借地条命導入以前における農民とプランテーションの争議の原因について、これを参照。 Rapport omtrent het voorgevallene op enkele landbouwondernemingen in het gewest Jogjakarta in het jaar 1918, behoort bij geheimen

brief van den Resident van Jogjakarta van 10 Aug. 1918, No. 115/Gel. Mr. 140x/19. 参照。

- 9、行政農業改革の経過の記述は主として次の如き。Soepomo, op. cit., Vervolgverslag omtrent den stand der hervormingen in de zelfbestuursgebieden Soerakarta en Mangkoenegaran in het gewest Soerakarta over het jaar 1919, De Gouverneur Generaal van Ned.-Indie (以下 G.G. 文書) aan de Minister van Koloniën, 4 Oct. 1920, No. 1047 b-/88, Bijlage 1, Exh. 22-11-20-44 (Vb. 6-1-21-81), Reorganisatie verslag 1919: Jogjakarta en Pakoelaman, G.G. aan de Minister van Koloniën, 4 Oct. 1920, No. 1047b-/88, Bijlage 2, Exh. 22-11-20-44 (Vb. 6-1-21-81). "Algemeene Hervormingen van de Maatschappelijke en Agrarische Toestanden in de Vorstenlanden," *Mededeeling*, 1921, pp. 38—49.

7、ジョクジャカルタ理事州(ジョクジャカルタ王領、バクアラム侯領)では、行政農業改革は遅れて一九一九年から開始された。すなわち、ジョクジャカルタでは、改革は、一九一九年、カラサン Kalasan 県(ゲンブブラック Ngemplak 郡、Prambanan 郡、コタ・ジデ Kota Gede 郡)およびナンタル Bantol 県クレタック Kretek 郡クボニンガン Kebonongan 地域)一九二〇年、スレマン Sleman 県(メラライ Melati 郡、クレンゲン Klegoeng 郡、ジャムン Djemeng 郡、ゴヂヤン Godejan 郡)およびバクアラム侯領マデヤカルタ Adikarto 県ソガン Sogan 郡、一九二二年、クボニンガン地域以外のバントゥル県全域と実施され、一九二四年に完了した。

8、ジョクジャカルタ王領では、行政村創設にともなう村役人の任命において、スラカルタ王領とは相違が認められる。ジョクジャカルタ王領では、スラカルタ王領以上にブクルのブクル・トゥウオ、ブクル・ジャジャルへの分化が進行した。このため、ジョクジャカルタ王領では、村役人の登用にさいし、有力ブクルたるブクル・トゥウオはもれなく村役人に任命された。すなわち、新しく創設された村に複数のブクル・トゥウオの存在するばあい、そのうち一名が村長に、他はすべて助役 (kami toewa) に任命されたのである。さらにまた書記は、ブクル・トゥウオまたはブクル・ジャルの子弟のうち二級原住

民小学校卒業者が任命された。伝令係、水役人、宗教役人はブクル・ジャシャルから任命された。

9、クリ・クンチュン制度下における共有地の *sat* への分割については、白石隆、「デサ・シガラン——ゴルカルの村」、『経済学論集』、第四七巻、第三号、一九八一年一月、七五—一〇五ページ参照。クリ・クンチュンは共有地持分の売却、質入れを禁止されたが、持分を小作に出すことは小作期間が一収穫期であるはあいにかぎって許された。しかしスロモ小作 *stromo-grade*——小作契約の締結にさいし小作人が一定額の現金を礼金として共有地持分保有者に支払い、そのかわりあらかじめ小作期間を定めて小作を行なう形態——が一収穫期をこえる小作としてしばしば行なわれた。また、青田買の *idjon* は禁止されたが、稲の収穫直前に米仲買人が稲を購入しみずから収穫する *tebasan* は許された。

10、但し、ヘーレン労役は、一九一八年、マンクヌゴロ侯領で、また一九二〇年、ジョクジャカルタ王侯、パクララム侯領で全廃された。

11、De Resident van Soerakarta (コトト Rs. Solo と監下) A.J.W. Harloff aan G.G., 23 Mei 1919, No. 132/s, geheim, Mr. 322x/19.

12、東インド党の以下を参照せよ。Van Der Veur, P., "Introduction to a Socio-political Study of the Eurasians of Indonesia," unpublished Ph.D. dissertation, Cornell University, 1955, pp. 151—169.

13、*ibid.*, p. 179. この年、スマランで開催されたインスリンデの東インド人会議の出席者はわずか五〇名であった。このような組織の停滞状態は、インスリンデの最大拠点スマランでは、一九一八年、東インド党創設者ダウエス・デッケルの帰国（一九一八年七月六日）のちまでも持続した。たとえば、一九一九年三月一日、スマランにて開催されたインスリンデ集会の出席者は約二〇〇名、四月一三日のダウエス・デッケル指導下の集会の参加者は約八〇名（うち「原住民」は四名）とさう有様であった。De Procureur Generaal (コトト P.G. と監下) aan G.G., 9 Mei 1919, No. 107, geheim, Mr. 303 x/19[Vb. 9-7-19-61].

- 14 P.G. aan G.G., 24 Juni 1919, No. 148, geheim, Mr. 391x/19 (Vb. 6-9-19-F7).
- 15 'Rs. Solo aan G.G., 23 Mei 1919, No. 132/s, geheim, Mr. 322x/19.
- 16 'この時期の「ディ・ウトモ」スラカルタ支部について」 Nagazumi, Akira, *The Dawn of Indonesian Nationalism: The Early Years of the Budi Utomo, 1908-1918*, Tokyo, Institute of Developing Economies, 1972, pp. 132-133. 参照。
- ジャワの四王侯家のうち、一九〇八年の設立以来ブディ・ウトモを熱心に支援したのは、宰相ノトディロジヨ Pangeran Ario Notodirodjo が第二代「ディ・ウトモ」総裁に就任したとく、ジョクジャカルタ、バクアラム侯家のブライイたちであった。しかし、一九二二、二三年以降、イスラム同盟、東インド党の登場によって、ブディ・ウトモが比較的に穩健かつ進歩的なブライイの団体として東インド政府の認知を受けるようになる。ブディ・ウトモの指導性を掌握したのはスラカルタ王家、マングロ侯家の王族、貴族であった。すなわち、一九一六年には、マングロ侯家のスルヨスバルト Raden Mas Ario Soerjoseparto がブディ・ウトモ総裁に就任し、また同年かれがマングロ侯ブラン・ウエドノとして即位してからは、スラカルタ王スファン・パク・ブウォノの娘婿でスラカルタ王領宰相 (Patih, Rijksbestuurder) の兄弟ウルヨニングラット Raden Mas Ario Woerjaningrat が一九二二年までブディ・ウトモ総裁をひとめた。またブディ・ウトモ、スラカルタ支部では、スラカルタ王家親王で王族団体ナルポ・パンドヨ (Narpo Pandjo) 議長「アディウイジヨ」Pangeran Ario Hadwidjojo が議長に就任した。こうして、スラカルタでは、王族、上級ブライイがブディ・ウトモの指導性を掌握するが故に、王侯領官吏を中心とするブライイも、その政治的安全性を確信しつつブディ・ウトモに参加できたのである。なお、マングロ侯ブラン・ウエドノ、ウルヨニングラット、アディウイジヨについては、Memorie van Overgave van Soerakarta door A.J.W. Harloff, Mr. 763/22 年々5 Metz, *Mangkoenagara*, pp. 5-10. 参照。
- 17、原住民委員会の活動、およびチプト、スワルディ、ダウニス・デッケルのオランダ追放については、土屋健治、『インドネシア民族主義研究』、創文社、一九八二年、九六一-二四ページ、参照。

18、ジャワ帰還後、チプトは一九一五年一月、原住民医師としてスラカルタで開業した。その後、一九一六年初め、インスリンデ中央委員会機関紙『フォールポスト』(De Voorpost, 前掲)編集長としてスマランに移ったが、八月には編集長を辞任し再びスラカルタに戻った。Rs. Solo (Gelpke) aan G.G., 26 Feb. 1915, No. 14, Mr. 483/15 [Yb. 17-9-15-46]. Rs. Solo (Harloff) aan G.G., 8 Juni 1920, No. 478/s, zeer geheim, Mr. 661x/20. チプトが現実政治をきつて完全に孤立しつつあるから、人民運動の最初の殉難者として、また怖れを知らぬサトリオとして、いかに高い信望を得てきたかにつらさは、Wd. Adviseur voor Inlandsche Zaken (Hazen) aan G.G., 21 Aug. 1916, No. 194 geh., Mr. 1856/16 参照。またこの時期、かれは三度たわわって当局の弾圧を受けた。第一、かれは、一九一五年一月、マス・ペネロ・カントデ・マロキ(Mas Marco Kartodikromo, 原住民ジャーナリスト同盟 Indische Journalisten Bond 議長、その機関誌 Doenia Berengar 編集長)スラカルタ・イスラム同盟委員)の要請で、ハンフレット *Persdiedict* (筆禍事件)を執筆した。ハンフレットの一部は、チレボン(Tjirebon, プカロンガン Pekalongan, テガル Tegal、スマラン)で配布されるはずとなつてゐたが、スマンドゥワン県副理事官指揮下の県当局によつて押収され、チプトに対しては、東インド総督特別大権の適用によるチプト流刑が提案された(但し、総督は提案を却下)。第二、チプトは、一九一五年一月、ポノロロ(Ponorogo 県知事解任事件をめぐつて *Is beschuldig* を執筆し、公的権威侮辱のたぐひで起訴された。De Assistent Resident aan Rs. Solo, 22 Feb. 1915, No. 12, Mr. 483/15 [Yb. 17-9-15-46]. Rs. Solo aan G.G., 8 Juni 1920, No. 478/s, zeer geheim, Mr. 661x/20. 第三、一九一六年七月、チプトはジュウォノ・イスラム同盟(S.I. Djoewana)執行部の招きに応じてジュウォノで宣伝活動を行なうインスリンデ・ジュウォノ支部を設立した。しかし、まもなく、ジュウォノ支部は当局の圧力で解散し、チプトはスマランにて理事官より取調べを受けた。このときのチプトの宣伝活動の事実経過、その演説の内容とスタイル、当局の対応については、De Assistent Resident van Pati aan Rs. Semarang, 17 Juli. 1916, No. 6424/68, Mr. 1621/16. Rs. Semarang aan G.G., 27 Juli. 1916. No. 101/G, Mr. 1621/16. De Assistent Resident van Pati aan Rs. Semarang, 16 Juli. 1916, Mr. 1621/16. 参照。

19、チプトのフォルクスラート議員への任命については、永積昭、「フォルクスラート成立初期におけるインドネシア諸政党の活動」、『東南アジア—歴史と文化』、第一巻、一九七一年、四一—四六ページ、参照。

20、一九一八年、チプトがスタートモ・スリヨクスモほかのジャワ民族主義者と行なった論争は、第一に、東インド民族主義かジャワ民族主義かをめぐる論争であり、第二に、ジャワ文化発展の方向と戦略をめぐる論争であった。これらの論争については、Shiraishi, Takashi, "The Disputes between Tjipto Mangoenkoesemo and Soetarno Soerikoesemo: Satria vs. Pandita." *Indonesia*, No. 32, Oct. 1981, pp. 93—108. 参照。

21、Rs. Solo aan G.G., 8 Juni 1920, No. 478/s, zeer geheim, Mr. 661x/20.

22、この文はロマンの廣田さやあやたその文体からあまりつ容易に判定は可能。たゞ是は、Moedjo Wignjoseotomo, "od-deljike Openbaringen," *Panggoegah*, 22 Sep. 1919, No. 24 に於けるモノトニトハンスキンの対比を見ても。

23、Rs. Solo aan G.G., 8 Juni. 1920, No. 478/s, zeer geheim, Mr. 661x/20.

24、この當時のスラカルタのイスラム進歩派の社会的・政治的分布は、『メダン・ムスリム』創刊時のスタッフにはっきりと示されてゐる。當時のスタッフは以下の通り。

1. Hadji Moh. Mischach, directeur, Kaeoman-Solo.
2. Mas Saastrotojo, administrateur, Kaeoman-Solo.
3. Mas Hadji Fachroddin, agent, Kaeoman-Jogjakarta, secretaris Moehammadjiah.
4. Mas Insanoeddin, agent en medewerker, Sragen (Soerakarta), Penghoeloe-Sragen.
5. Mas Moh. Tohar, agent, KlATEN (Soerakarta), Adjunct Penghoeloe Landraad KlATEN.
6. Mas Saastroegondo, agent, Brebes.
7. Mas Soewarno, hoofdredacteur, Kaeoman-Solo.

8. Raden Trihardono, redacteur, Kaoman-Solo.
  9. Mas Hadji A. Hisanzajini, redacteur, Kaoman-Solo, C.S.I. Commissaris.
  10. Mas Hadji Kerib Amin Kijai Dahlan, medewerker, Kaoman-Jogjakarta, Voorzitter Moehammadiah.
  11. Mas Marco Kartodikromo, medewerker, Soerakarta, Redacteur Doenia Bergerak, S.I. Solo Commissaris.
  12. Raden Sosrokoerjio, medewerker, Soerakarta, redacteur en administrateur, Sarotomo, S.I. Solo Secretaris.
  13. Mas Ngabehi Sastroradhargo, medewerker, Soerakarta, medewerker Djawi Kanda-Djawi Hiswara.
- 『メダン・ムスリミン』は、イスラム塾 (Pesantren) で教育を受けたイスラム知識人がジャワで発行した最初の定期刊行物で、その文体——dali, suwachi, コーランとハディースからの広範な引用にもとづいて論をすすめる文体——は、それまで西欧教育を受けた知識人、人民運動指導者の編集、発行した新聞、雑誌の文体とはきわめて異なっていた。西欧教育を受けた知識人、官吏にとってインドネシア民族主義のあげぼのを告げたのは一九〇七年、ティルトアディスルヨ Raden Mas Tirtodisoerjio によって創刊された東インド最初の原住民編集発行のマレー語紙『メダン・プリアイ』(Medan Prijaji, プリアイの広場) であった。それは名称の示す通り、西欧教育を受けたプリアイのフォーラムであった。これに対し、『メダン・ムスリミン』は、敬虔なイスラム教徒 (ムスリム) のフォーラムとしてイスラム知識人、教師、宗教官史のあいだにおける独自のインドネシア民族主義のあげぼのを告げたのである。『メダン・ムスリミン』とイスラム進歩派の初期の指導理念とは、次の一節に明確に示されている。「現代は進歩の時代である。したがって、この進歩の時代にあつてもっとも重要なことは、すべての民族が教育を推進せねばならぬことである。」Sastrosoegondo, "Pertimbangan bagi toean? goeroe mengadjij dikampoeng? ataoe di pondok," *Medan Maesirini*, Vol. 1, No. 1, 1915, p. 34.
- 25' Marco Kartodikromo, "Korban Pergerakan Rajat H.M. Misbach," *Hidoep*, No. 3, 1924, pp. 6—7.
- 26' Rs. Solo aan G.G., 23 Mei 1919, No. 132/s, geheim, Mr. 322x/19.

27) インドネシアにおけるイスラム改革主義、とくにムハジャブと、そのijfihad, tablighの意義について、以下を参照。Alfan, "Islamic Modernization in Indonesian Politics: The Muhammadiyah Movement during the Dutch Colonial Period (1912—42)," Unpublished Ph. D. dissertation, Wisconsin University, 1969, pp. 116—132, 264—265. Steenbrink, K.A., *Pesantren, Madrasah, Sekolah: Recente Ontwikkelingen in Indonesisch Islamonderwijs*, Krips Repro Meppel, 1974, pp. 24—31, 50—52. またイスラム改革主義者の活動のスタイルについては、"Moelimin Kolot dan Memoeda," *Medan Moeslimin*, Vol. 5, No. 1, 1919, pp. 34—37. を見よ。

28) ジャウハ・ヒスウォロ事件とは、スラカルタ・イスラム同盟右派指導者ジャハフ神祕主義のグル・マルトダルソノ Martodharsono の編集、発行する新聞『ジャウハ・ヒスウォロ』(Djawi Hisworo 一九一九年一月一日第五号が、ジャウハ・ヒスウォロ Djojodikoro の論稿「ヤル・ヒスウォロの対話」Perfakapan antara Marto dan Djojo を掲載)の中で「かの予言者は酒をたごなま、ブレンを吸飲するじと多かた」(Goesti Kandieng Nabi Rasol itoe ninoem tjie A.V.H. dan minoem madat, kadang? klelet dioega soeka)の一文のあったことを契機とした。中央イスラム同盟議長チヨクロアシノトの弟でスラバヤ・イスラム同盟書記アビクスン・チヨクロソヨン Abikoeso Tjokrosoejoso が、『ウトゥッサン・ヒンディア』(中央イスラム同盟機関紙)紙上で「予言者ムハジャブとその信徒を侮辱するものとしてこれを取り上げ、「イスラムの防衛」を訴えたのである。Oeloesan Hindia, 31 Jan. 1918, No. 22, quoted in *Medan Moeslimin*, 1918, pp. 51—53. TKNM せむじむじつて5月26日、スラバヤ、チヨクロアシノトを議長として設けられた。De Regeeringscommissaris voor Inlandsche en Arabische Zaken (B.J.O. Schrieke) aan G.G., 14 Feb. 1918, No. 78, speed, Mr. 70x/18. "De Sarekat Islam en het Javaansche Nationalisme," Bijlage van het Algemeen Persoverzicht over Juli-Agustus, 1918. チヨクロアシノトはジャウハ・ヒスウォロ事件を利用して TKNM の設立にふみきつたのは、第一に、「イスラムの防衛」を訴えることによつてアラブ商人、敬虔なムスリム商人から資金を調達し、中央イスラム同盟の財政的基盤を改善すること、第二に、スラカルタ・

イスラム同盟を掌握するサマンウディ(議長)、ソスロタルニオ(書記)、マルトダルトソノ(委員)の反テロアラビスト派リーダーシップを攻撃し、かわってハジ・ヒサムザイニ(中央イスラム同盟委員、テロアラビスト支持派)を中心とするリーダーシップを確立することになった。そして、実際、スラカルタにおいてマルトダルトソノ批判の急先鋒となったのは、ハジ・ヒサムザイニとハジ・ムスニャンを中心とするイスラム進歩派であった。De Regeeringscommissaris voor Inlandsche en Arabische Zaken aan G.G., 16 Feb. 1918, No. 81, Speed geheim, Mr. 70x/18. 1918年2月16日設立された TKNM スラカルタ支部では、指導部は、議長ハジ・ヒサムザイニ、副議長サイド・キンマッド・アルジュマリ Said Mohammad Aldjoefri、金庫ハジ・シガブドゥルサラム Hadji Ngabdolsalam、セブ・ウアル・サイズ・スンケル Sechid Omar Sajid Soengker、書記ブルウォディ・ハルジヨ以下、進歩派のウラマ、宗教官吏、正統派のキパイ、サマンウディ派イスラム同盟指導者、アラブ商人によって占められ、ムスニャンをよぐめイスラム改革主義者は指導部から完全に排除された。Medan Moeslim, 1918, pp. 73—77. De Regeeringscommissaris voor Inlandsche en Arabische Zaken (Schrieke) aan G.G., 21 Feb 1918, No. 94, speed geheim, Mr. 70x/18. Rs. Solo aan G.G., 4 Mar. 1918, No. 80/5, geheim, Mr. 82x/18. De Regeeringscommissaris voor Inlandsche en Arabische Zaken (Hazen) aan G.G., 5 Mar. 1918, No. 116, geheim, Mr. 90x/18. TKNM は「イスラムの防衛」のための義捐金を募ったのを、四月頃までにその活動を停止して来た。このように「イスラムの防衛」を唱えながら実際には礼拝と断食と巡礼のほかには何も行なおうとしないキパイ、ウラマ、宗教官吏に対する批判として、SATV は設立され、それは、コーランの学習、イスラムの布教を目的としたムハマディアンの布教部 (afdeling tabligh) を範とした。したがって、SATV に参加したイスラム改革主義者は、ハジ・ヒサムザイニ、ラミン・ハジ・ブズナン Raden Hadji Adnan Kembang、ムスリム Mohamad Ertis (kiai pesantren Djansaren) など、TKNM スラカルタ支部を掌握するキパイ、ウラマ、宗教官吏に対しては、当初より、かれらは真のイスラムではなく、「名声のみを求め偽りのウラマ」(hanja ulama lamisan jang hanja mentjari nama sadja) と批判した。

- Islam Bergerak*, 10 Juli 1918, No. 14. 此は、インドの改進黨組織者による宗教官憲批評、SATV の運動計画の一部分。  
*Islam Bergerak*, 1 Juni 1918, No. 10, 20 Mei 1920, No. 12. 参照。
- 68' McVey, op. cit., p. 42. Rs. Semarang aan G.G., 28 Dec. 1918, No. M/68—27/G, Mr. 25x/19 [Vb. 3-6-19-3] 参照。  
 一九一八年前半、TKNM がチロロブシントンによるインド同盟再建の手段をめぐり、ISDV、PKBT、ISDV、クリトン・インランド同盟の勢力拡大の手段をめぐった。その結果、シバクタ地域で事例として Sartono ed., *Sarekat Islam Lokal*, pp.155—175. 参照。
- 69' *Islam Bergerak*, 1 Nov. 1918, No. 25.
- 70' *Islam Bergerak*, 20 Okt. 1918, No. 24. 此は、インドの田園改革会である PPDB を中心として、*Islam Bergerak*, 1 Sept. 1918, No. 19.
- 82' Rs. Solo aan G.G., 8 Juni. 1920, No. 478/s, zeer geheim, Mr. 661x/20.
- 83' トキヤ・スズキヤ PFB による、Wd. Adviseur voor Inlandsche Zaken (R.A. Kern) aan G.G., 29 Sept. 1920, No. B/195, Mr. 1248x/20. 参照。
- 84' インドのインドのジャーナルとして、Alhan, op. cit., pp. 241—261. 此は、Djarnawi, *Matihar? Moehammadiah*, pp. 13—30.
- 85' *Islam Bergerak*, 20 Apr. 1919, No. 12. 此は、ジャバ島のジャバ島の同盟の女性をめぐり、Habromarkoto, “Kedjarlah Rasa Kemanoesiaannoe,” *Islam Bergerak*, 10 Nov. 1918, No. 26. 参照。
- 86' Shirashi, op. cit. 参照。
- 87' *Islam Bergerak*, 10 Mar. 1919, No. 8.
- 88' インドの東洋の歴史をめぐり、Misbach, “Seroean Kita,” *Medan Moesmin*, 1918, pp. 281—

283. 参照。

- 39' Chronologische volgorde der feiten, Mr. 322x/19.
- 40' Rs. Solo aan P.G., 3 Juli 1919, No. 205/s, Mr. 474x/19. *Islam Bergerak*, 1 Juli. 1919. No. 19.
- 41' Memorie van Overgave van Resident Soerakarta 1918—1922 door A.J.W. Harloff, Mr. 763/22.
- 42' Chronologische volgorde der feiten, Mr. 322x/19.
- 43' Rs. Solo aan G.G., 23 Mei 1919, No. 132/s, Mr. 322x/19.
- 44' 米ロニ・マントロ・レヴ, Daniel S., "Judicial Institutions and Legal Culture in Indonesia," Claire Holt ed., *Culture and Politics in Indonesia*, pp. 293—296. 参照。
- 45' ンロロ・レヴ 'Onghokham, "The Madiun Residency," unpublished Ph. D. dissertation, Yale University, 1974. ンロロニ参照。
- 46' Rs. Solo aan G.G., 23 Mei 1919, No. 132/s, Mr. 322x/19.
- 47' ibid.
- 48' Rs. Solo aan P.G., 3 Juli 1919, No. 205/s, Mr. 474x/19.
- 49' Chronologische volgorde der feiten, Mr. 322x/19.
- 50' ibid. ンロロニ参照。Rs. Solo aan G.G., 23 Mei 1919, No. 132/s, Mr. 322x/19.
- 51' Chronologische volgorde der feiten, Mr. 322x/19, *Handelingen Volksraad, 3e zittingen*, 1919, pp.72-74. ンロロニ参照。
- 52' Chronologische volgorde der feiten, Mr. 322x/19, *Handelingen Volksraad, 3e zittingen*, 1919, pp. 74—76. ンロロニ参照。



63' *Islam Bergerak*, 20 Mei 1919, No. 15.

64' *Chronologische volgorde der feiten*, Mr. 322x/19.

65' 實はもうひとつの問題が存在した。それは、中央委員会とスラカルタ支部の関係調整の問題であった。この当時、チプトとダウエンス・デッケルは東インド党再建を計画していた。しかし、ユーリシアン黨員の掌握する中央委員会の多数派は、当局によるインスリンデ・スラカルタ支部弾圧に恐怖し、したがって、中央委員会とスラカルタ支部の関係調整としては、中央委員会の多数派が六月七—九日開催予定の第八回東インド人会議でのインスリンデのヒンディア同盟—国民インド党への改組にあたり、党より脱落する危険性があった。このため、東インド人会議では、スラカルタ支部の宣伝活動と労役拒否についで中央委員会の総括は、きわめてあいまいなものとされた。すなわち、一方で、中央委員会はミスバッハの英雄的行爲を称賛した。と同時に、一方では、中央委員会は、インスリンデは王侯領農民の労役拒否とは無関係と宣言したのである。

Van der Veur, op. cit., p. 183.

66' *Panggoegah*, 12 Mei 1919, No. 6, *Indische Pers Overzicht*, No. 19, 1919, pp. 5—6.

67' Soemantri, "Pembela Agama Islam, Pembela Boemipoetra," *Medan Moeslimin*, No. 7, 1919, pp. 139—140.

68' *Islam Bergerak*, 20 Mei 1919, No. 15. また、この時期の SATV と トンバティの緊密な協力関係を示すものとして、

一九一九年四月—三日開催のイスラム会議 (Congres Islam) を見て、*Islam Bergerak*, 20 Apr. 1919, No. 12.

69' *Islam Bergerak*, 20 Mei 1919, No. 15.

70' チプトはさらに労役拒否から王制批判へと争点をも移行させた。その最初の試みが六月二六日のフォルクスラートの王制廃止提案であり、さらさらにこれに続いて行なわれたのが、ワヤン・オランの演目「キ・ブグン・ペンギル」Ki Ageng Man-gir の創作など反王制キャンペーンである。 *Handelingen Volksraad, 3e zittingen*, 1919, pp. 77—81. Moedio Wignjosoetomo "Matjan," *Panggoegah*, 23 Juni 1919, No. 12. 及び、Rs. Solo aan P.G., 18 Mar. 1920, No. 173/s, geheim, Mr. 397x

70. *Persatoean Hindia*, 19 Juni 1920, No. 30. *Islam Bergerak*, 10 Juni 1920, No. 17. 参照。

71. *Handelingen Volksraad*, 3e zittingen, 1919, p. 72.

72. ボラン・ホルジヨ・タバコ・ブランテーションの労役拒否についての記事は、Telegram aangeboden te Solo van 30 Juni 1919, Mr. 440x/19. Telegram aangeboden te Solo, 8 Juni 1919, Mr. 450x/19 [Vb. 8-1-20-2]。Rs. Solo aan P.G., 3 Juli 1919, No. 205/s, Mr. 474x/19. Rs. Solo aan G.G., 28 Juli 1919, No. 267/s, Mr. 531x/19 [Vb. 8-1-20-2]。

73. シンガラン村はこの当時なお行政農業改革の実施されていなかったボラン・ホルジヨ・ブランテーション地域で、ただ一村のみ試験的に一九一六年に改革実施により行政村として編成された村であった。理事官はこのため、改革実施こそがシンガラン村で労役拒否発生を阻止した原因であると主張した。しかし、改革完了地域のシブルンゲ村、テガルユンド・ブランテーション地域で労役拒否がおこったことからしても、そうした主張にはおそろしく根拠はならざるであらう。むしろここで興味深いことは、一九一九年九月、ブディ・ウトモ、スラカルタ支部がインスリンデに対抗してスラカルタ王侯領農村部で地区委員会の設立に乗り出したとき、シンガラン地区委員会は、ブディ・ウトモ、クラテン支部によって設立された最初の地区委員会のひとつであったとらうことである。このことは、シンガラン村に、それ以前から有力なブディ・ウトモ会員が存在したことを示すものであろう。*Indische Pers Overzicht*, No. 41, 1919. また、シンガラン村については、白石隆「サ・シンガラン・ニコルカルの村」参照。

74. これについては、Rs. Solo aan G.G., 28 Juli 1919, No. 267/s, Mr. 531x/19 [Vb. 8-1-20-2]。\* \* \* *Persatoean Hindia*,

14 Feb. 1920, No. 12. 22 Mei 1920, No. 26. 12 Juni 1920, No. 29. 18 Sept. 1920, No. 40. \* \* \*

75. *Persatoean Hindia*, 22 Mei 1920, No. 26.

76. さらにまた、インスリンデ（ヒンディア同盟＝国民インド党）中央委員会でも、まず七月中旬にダウニス・デッケルが書記代理を辞任してスマランからバンドゥンに移り、ついで八月に、チプトを除く中央委員会委員全員が辞任して、中央委員

会が解体した。この状態は、スワルディ・スルヨニングラットが八月にジャワに帰還したあと、一月上旬、ヒンディブ同盟（国民インド党）の議案を就任して中央委員会を再建するまで持続した。*Indische Gids*, Vol. 41, 1919, pp. 1307—1308. Panggoegah, 25 Aug. 1919, No. 20, *Indische Pers Overzicht*, No. 37, 1919, p. 5. Darmakanda, 21 Juli 1919, No. 70, *Indische Pers Overzicht*, No. 30, 1919. *Persaeroen Hindia*, 8 Nov. 1919, No. 1.

77. 理事官が警察力強化のため採った措置は、ブリンチーシヨム警察 (Cultuurpolitie) の創設であった。これは各ブリンチーシヨムが資金を供出し、五〇ンウにきー各の見張り人を雇用して、タン、ロ・サマウキ、畑の警戒を行なうことである。  
4674. Memorie van Overgave van Resident Soera-karta door A. J. W. Harloff, Mr. 763/22.

78. Rs. Solo aan G.G., 6 Juni 1920, No. 9460/44, Mr. 1883/20.

79. Rs. Solo aan G.G., 9 Mei 1920, No. 358/s, geheim, Mr. 1761/20.

80. Rs. Solo aan G.G., 11 Juni 1920, No. 482/s, geheim, zeer veel speed, Mr. 674x/20. Rs. Solo aan G.G., 9 Juni 1920, No. 463/s, geheim, Mr. 674x/20.

81. "Algemeene Hervorming van de Maatschappijkeer Agrarische Toestanden in de Vorstenlanden," *Mededeeling*, 1921, p. 49.